

第六十三回 参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

四月十七日
辞任 増田 盛君
補欠選任 今 春曉君

四月十八日
辞任 今 春曉君
補欠選任 増田 盛君

鈴木 強君
加瀬 完君

出席者は左のとおり。

委員長 山内 一郎君
理事 熊谷太三郎君
安田 隆明君
山本伊三郎君
原田 立君

委員

西郷吉之助君
初村瀧一郎君
船田 讀君
増田 盛君
山崎 竜男君
吉武 恵市君
若林 正武君
竹田 四郎君
阿部 憲一君
市川 房枝君

國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君
農林省畜産局長 太田 康二君

事務局側

運輸省船舶局長 佐藤美津雄君
自治省財政局長 長野 士郎君
常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

警察庁刑事局外勤課長 原 仁君
通商産業省重工業局車両課長 福田 敏南君
自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君

本日の会議に付した案件

○地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方行政の改革に関する調査(昭和四十五年度地方財政計画に関する件)

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前々回に引き続き、これより質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿部憲一君 地財法の第三十二条には、都道府県と指定都市、及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して自治大臣が指定する市は、公共事業の財源に充てるために当分の間宝くじの発売を認め、こういふふうに規定したものがありませんけれども、この中の「戦災による財政上の特別の必要」ということは、いつまでをさしておきます

か、同じく「当分の間」というのはどのぐらいですか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 地財法の第三十二条のいわゆる宝くじにつきましては、御指摘がございましたように、当初宝くじといふ言葉は、御指摘がございましたように、認められませんでした。ここに書いてありますように、府県と指定都市、それ以外には、「戦災による財政上の特別の必要を勘案して自治大臣が指定する市」ということになっておるわけでございしますが、これは条文上の問題としては、御指摘の通りにその実態がなくなつておられますけれども、いま残つておるといふか、こうでございまして、現在、府県といふゆる指定都市と宝くじの発行を協議会等の方式によつて行なつておりますが、「戦災」云々の関係の都市といふものは、現在発行はいたしております。したがつて一応空文といふことはあれでございしますが、実態がない、こういうことになっております。

○阿部憲一君 そうしますと、いま行なわれております公営競技ですね、これとこの法律とは何かの関係があるように思いますが、何も関係ありませんか。

○政府委員(長野士郎君) これは公営競技につきましては、まあ戦災復興といふのが、当時公営競技を始めるときの一つの理由でございますが、その戦災復興のために特別な財政需要があるといふことがあつたわけでございします。その点では確かに同じような理由を理由にいたしまして、その当時治政的にはまいったといふことになりましたけれども、両方に直接の関係といふものはないように私も聞いております。

○阿部憲一君 そうしますと、いまのいわゆる公営ギャンブルですね、これは戦災といふものとは結びついておりませんですね、戦災復興といふような目的とは。

○政府委員(長野士郎君) この公営競技につきましては、戦災といふことがいわれておりますが、明文の上で戦災といふことをはっきりさせておるということではむしろなくて、この当時の背景、それから財政上の困難、そこでその当時の指導といたしまして、それが一つの理由ということ、指導上も理由にいたしましたし、法制定の際の一つの大きな大義名分の基礎になつておると、こういう状況ではあつたと思ひます。

○阿部憲一君 そうしますと、戦災といふものを除いたその後起こつたいろいろな災害の復興のために公営競技といふものは残つておるわけですね、公営競技の場合は。

○政府委員(長野士郎君) 明文の上では、競馬法では一番その点ははっきりしておりますが、ほかの競技法では、明文でははっきりいたしておりませんけれども、いわゆる指定をいたしますときの考え方の一つ等におきましては、公共事業なり公共施設の整備事業の大ききさといふことを一つの基準にいたしておりますので、そういう場合に、いわゆる災害関係といふようなものが大きな事業のウェイトを占めておるといふことになりまして、財政的にもまた事業的にも一番該当しやすい実質を備えておる、こういうことに相なると思ひます。

○阿部憲一君 そうしますと、そのような災害があつたから公営競技を行なわせるという場合に、もう災害復興の目的は達しられちゃつた、もうそのような公営競技を行なう必要はなくなつたといふことでもって、継続することを申請しなかつた団体があつたといふふうに聞いておりますけれども、これは御存じですか。

○政府委員(長野士郎君) 競馬法におきましては、いま申し上げましたように、この災害といふもので、競馬の収益によりまして復旧事業を行な

いますところの財源に充てるということをはつきり明文にうたつてありますから、たとえばこの四十五年の公営競技の指定におきましては、従来災害復旧という理由で、まあ石川県下の町村で競馬の指定を受けておりましたけれども、今回は災害復旧が完了したということでその指定をしなかつたといひますか、申請もしないし指定もしなかつた、こういう例もございしますので、その点では、競馬につきましてはかなり明確にその点を行なつておるということに相なつております。

○阿部憲一君 今度自治省がこの公営競技について大量認可したということでもって、これは逆に言うとギャンブルを奨励されるような感じを受けておりますので、このような公営ギャンブルについては廃止の方向に持つていこうと、これが当然だと思ひますけれども、この辺についてお考え方を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) この公営競技の指定につきましては、まあこの非常な沿革も一つございまして、全然期限のない指定というので、非常に昔からこの期限なしに指定をされてそのまゝになつておるところと、それから、三十一年あるいは三十二年ごろに期限つき指定ということが関係法の改正によりまして行なわれ、その後申請をしておりまゝところについては期限を付して指定をいたしております。それで、昭和四十五年の場合におきまして、まあ従来この申請という問題あるいは期限をつけておりますが、そういう場合にはやはり競技の均てん化というようなことで、それから地元と他との関連というようなこともございまして、府県が中心になりましていろいろ調整をいたしております。その調整が整いましたものにつぎまして、実情をよく聞いた上で指定をするということになつておりますが、四十五年度は四十四年度と比べて、四十四年度は三百八十八団体でございしましたが、それが四十五年度は三百八十五団体ということで指定をしております。それは、まあ大量にということになります、期限の更新期でございまして、そうしてその申請をさ

れておる団体における実質的な理由は昨年と変わらない、先ほど申し上げました石川県の競馬の関係等は別でございしますけれども、まあ変わらないというようなこともございします。あるいは岐阜県のほうで少しふやしてありますけれども、これはむしろ県内で均てん化という形の方向で組合の中に加入をされた。また、そういう話し合いはなかなか普通は起こらないわけでもございしますけれども、つきまして、そうして均てん化の実をあげていく、こういうようなこともございしましたし、財政事情もそれに該当しておりますので、多少岐阜県のほうではそういうことをしておりますが、全体といたしましては、まあ昨年と事情の異なるものにつぎましては、やはり指定をいたしたわけを得ない、こういうことで指定をいたしたわけでもございしますが、したがひまして、大量にこれを指定して、今後拡大するということや方向でやつておるわけではございしません。むしろ現状を確認をして、積極的に奨励はしないという基本的な態度がございしますから、その基本方針に従ひまして処理をいたしたいと、こういうことで御了解を願ひたいと思ひます。

○阿部憲一君 そうしますと、結局いまの公営競技ですけれども、財政的には非常に効果がある措置ですけれども、いまのお話だと、結局公営競技はふやすことはなるべく避けたいけれども、存続させると。ここ当分の間は公営競技やむを得ないからやつていくんだということであつて、これを縮小したり廃止したりするということや方向で考へておられないわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 指定の実質的な背景になつておりますところの要素、財政の問題でありますとか、あるいは事業の進行状況といひますとか、関連事業、公共施設の整備の状況でありますとか、こういうものが、災害復旧事業のようになつて完了するといふような形が整つて、そういう指定をしていく、条件に実質的に変化があれば、当然それを存続する理由がなくなつてくるという場

合がこれはもちろん出てくると思ひますが、現在のところ、この公営競技を行なつておりますところの団体で、都市の半分ぐらい、半分までもいさせんかもしませんが、やや半分近い都市行なつておるといふところになつております。この大多数は、ちょうど人口が急増するような地域の都市が非常に多いわけでもございまして、現在の都市化のための施設の必要、整備の必要といふものに迫り回されていられるといふような状況で、ますますその程度も強くなつてきておるようなことがございします。現在のところこれを直ちに、条件といひますか、その指定の基礎になつておりますところのそういう基準にすつかりはすれてしまつておるといふことにはどうもならないと考へております。したがつて、決して積極的にふやすといふようなことは考へておりませんけれども、そういう事態でございします。そういうものについての条件の変わらない間は認めざるを得ないといふふうな考え方をとつておるわけでありま。

○阿部憲一君 そうしますと、いまの考え方はわかりましたけれども、特に都市化が進んでいくところでは公営競技が拡大されていくような傾向があるとおっしゃいましたけれども、結局そうすると、何かそのよう都市化が進んでいくような府県だとか、またそれを自治省あたりでも、結局そのように財政的な需要の増加したことを公営ギャンブルでもって埋め合わせていく対策を立てていくといふような様子であつて、それを、公営競技そのものをなるべくなくして、ほかに財源を求める努力が非常に欠けているような感じがしますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) この問題は、私、二つ考へなければならぬ点があると思つております。一般的に人口急増地域でありますとか、そういうような地域に對しまして十分な財源措置をとるべきであるといふような点につきましては、私

どもまあその方向において現在もいろいろつめてまいつておるわけでもございしますが、今後ともさらにその充実につとめてまいりたいと思ひます。ただ、沿革もございしますけれども、この三百幾つかの公営競技を行なつておられますところ、これはそういう一般的な必要でありまゝところと同時に、ある点、非常に片寄つていゝといへば、実施団体が制限されておりますから、片寄つていゝわけでもございします。そこで、しかもそういうところにおいてやはり戦災を受けたその後の復旧、その後の急増、こういうような事態がずつと重なつてきておるところがあるわけでありま。そういうところを片寄つておりますが、特定のところにつぎまして、急速に需要が高まつておりますものに対応する特定のものに対しての特別な需要に十分見合うような財源措置といふのは、これはなかなか困難でございまして、一般的にはもちろん考へられませんが、なかなか特定のところの特定の需要といふものに見合うといふのは困難でございします。それと同時に、そういうところの現実のいろいろな必要といふものに対応していく一つの有力な財源として公営競技といふものが現に行なわれており、その財源が財政力を増強するために大きく寄与しておるといふようなことになつておりますから、そこでそういう事態といふものを財源充実といふ一般的制度で行なうといふことも当然行なわなければならぬけれども、それがまた反面、ある特定のところだけに寄せられていく問題でありますだけに、それだけを解決するといふことはなかなか困難であります。したがつて、財源振りかえといひまして、この競輪収入とか公営競技の収入等を全く肩がわりするようなそこだけの財源措置といふことは、これは私は不可能と言つちや語弊がございしますけれども、非常にむづかしい。そこで、当面の需要に應ずるためのこういう収入といふものの現実に対応して措置をし、考へを進めていかなきゃならぬ、こう思ひわけでもございします。

○阿部憲一君 この公営競技の入場者の最近の人数、それから総売り上げ高、大体どのくらいになっておりますか。

○説明員(佐々木喜久治君) 昭和四十四年度の実績でございますが、入場人員が各競技合わせまして九千二百七十七万人、それから売り上げ金が一兆一千四百億ということになっております。

○阿部憲一君 非常に膨大な人数になっておりますが、日本の総人口と同じくらい人口になっておりますが、こういうところから見ますと、公営競技、いわゆるギャンブルですね、このギャンブル熱というのはほとんど大衆の、むしろ国民のレジャーとして定着しているというように感じを受けられますけれども、それに対してほんとうに国民大衆がレジャー化しているのだ、こういうふうにお考えを伺いたい。

○政府委員(長野士郎君) 私ども資料の上でだけのことになって恐縮なのでございますけれども、こういう関係のファンと申しますか、ファンの、どう言いますか、経歴というのですか、年数一年未満でありますとか、三年以上でありますとかというふうな、年数などを調査したのを見ますと、いうと、かなり長い人が相当部分を占めているというデータも接しております。したがって、ある意味ではファンが固定しているという傾向も示されているように思います。そういうふうな点から見ますという定着しているというふうにも思われるわけでございますが、全体の、こういうものを含めまして、いわゆるこのレジャーと申しますか、娯楽と申しますか、そういうものの占める地位がどれだけ高いかというふうなことになるかと、これはまあそれほど高くない。しかしながら、そこに通つておる人というものの経験年数と言つてございましてけれども、まあそのファンになりまして期間がかなり長い人がかなりの割合を占めておるようには、これは全体の正確な調査ではございせんが、サンプルでファンの回答を得たものなどの資料を見ますと、そういうことになつておりますから、その点では定着をしておるという一面も確かにあると思ひます。

○阿部憲一君 大臣はこの前あまりこのギャンブルのところには現実足運ぶことではないような御答弁をなさつておりましたけれども、私はこのギャンブルがほんとうに大衆のレジャー化しているというふうな状態から見ますと、私はギャンブルそのものが、やはり同じギャンブルであつても、事実国民のレジャー化しているというふうなものならばけっこうなだけけれども、逆に、同時に非常に不正とか、あるいは生活に悪い影響を与えたりとか、投機心を盛んにさせるとかいうような性格を持ったギャンブルが相当あると思うのです。率直にいいまして競馬などは、どちらかと言つと、あの競馬を見にきておる人たちのほうがレジャー化していると言ひましようか、非常に競馬を楽しんでいるというふうな感じに見受けられますし、また諸外国なんかにおきまして、競馬というのはいさかやうな歴史もありまして、ギャンブルというよりもむしろレジャーだといふふうに見受けられますけれども、競馬についてはむしろそうではなくして、実際にギャンブルそのものというふうな感じがしまして、またそれだけに非常に弊害も起きているのではないかと、こう思ひますけれども、大臣いかがお考えですか。

○国務大臣(秋田大助君) 先般申し上げましたとおり、私個人といたしましては競馬も競輪も行つたことがございせんし、またやり方すら知りませんものから、あるいは公営競技を論ずる資格がないかもしれせん。したがって、ただいま競輪に関する感想等を述べようといふことでございしますが、私の体験として申し上げるわけにはいかないわけですが、しかしいろいろな人から聞いたところ、あるいは想像をいたしましたところ、ただいま阿部先生がおっしゃいましたような傾向が競馬と比較してあり得るのではなからうかと存じております。しかし、いろいろ施設のやり方等々から、だんだん時代の推移とともに、競輪につきましても、徐々に競馬と同じようにこれをレジャー

の対象といたしまして健全娯楽化することは可能であり、また競輪につきましても、一部御指摘のやうな弊害が全然皆無であるとは申せないといたしまして、健全娯楽化の方向へ順次至つておるのではないかと、またそうすべきである、こういうふうにお感じしております。

○阿部憲一君 まあよい話かもしれませんが、けれども、同じ国民大衆のレジャーといふことになれば、やはり私自身も競馬のほうがいいのではないかと申します。というのは、競馬馬自体が、例のサラブレッドなどは、これは何と申しましようか、ただ夢中で走るだけで、騎手はそれを押さえるというだけの役割りしかしてないのです。競輪とかその他のものにつきましては、やはり人間がやるわけですから、やはりそこにはいろいろな不正といふものが起きていろいろ物議をかもすといふやうなことになります。けさもいろいろ千葉のオートレースについて不正事件が大きな新聞にも出ておりましたけれども、そういうやうな傾向が多いのじゃないかと思ひます。ですから、やはりどうしても必要悪として公営ギャンブルを認めるを得ない、実施しなければならぬといふことになったならば、なるべくその中から国民娯楽と言ひましようか、大衆のレジャーにも結びつくやうなものに持つていくべきじゃないかと、そう思ひわけでございますが、そうして行く行くはこれは当然廃止してはかたに適切な財源を求めるように持つていくといふのが適切なじゃないかと、こういうふうにお感じをしております。

いま千葉のオートレースの問題がだいぶ出ていますけれども、最近このやうな事件はどのくらいありましたか。何か統計はありましようか。

○政府委員(長野士郎君) 私どもの手元で調べましたのは、四十四年中におきましていわゆる競技場における紛争事件と申しますか、この中にはいろいろのがございまして、つまり騒ぎが起きたといふことで一口にくくられるを得ないのでございしますが、中身といたしましては、判定に不満があるとか、あるいはまた失格、まあ選手の失格

問題でありますとか、あるいは本命と言われておりましたものが、何ですか、着外といふのですか、か、いところへ入らなかつたといふのですか、レースを脱落したと言ひましようか、そういうやうないろいろなこと、あるいは主催者の不手ざわによりましてところの問題とか、いろいろの紛争事件があるわけでございますが、その四十四年中のものが出ておりましたが、これは競輪も競馬も全部入つておりましたが、四十四年中にそういう事件がありまして、まあ警察官等が出動をいたしておりましたものが三十一件ばかり全国でござい

○阿部憲一君 警察のほうに伺ひますけれども、いまの数字、大体警察の方いらつしやいますか。

○説明員(原仁君) 警察庁のほうに報告が入りましたのは三十件でございますので、大体同じではないかと思つております。

○阿部憲一君 これに動員されました警官の数は何とおわかりでしょうか、三十件について。

○説明員(原仁君) 三十件の紛争事件に動員されました警察官は約五千六百名になっております。

○阿部憲一君 五千六百名といふことですが、やはりあれですか、逮捕された人その他の人はいくらいるわけですか。

○説明員(原仁君) 九十九名になっております。

○阿部憲一君 まあその他の事件、一般事件と比べてまだ人数は非常に少ないやうな感じもいたしますけれども、しかし、言うならば警察としてはよい仕事であるといひましようか、ただでも交通関係その他等、一般の犯罪等が多い際に、公営競技のためにたまたまのこのやうな事件が起きるといふことは非常に私は遺憾だと思ひますが、これについては主催者側にも相当ミスがあるのじゃないかと思ひます。けれども、それについての対策を何かお考えになつておられますか、自治省のほうで。

○政府委員(長野士郎君) この事故防止につきま

しての対策といふものは、各競技ごとにいろいろ

問題でありますとか、あるいは本命と言われてお

りましてものが、何ですか、着外といふのですか、

競技の実施団体あるいは振興会等を通じていろいろ措置がなされてきておりますが、現実には、大きく分けまして二つあるように思われます。

一つは、公正なレースが行なわれるようにする。そのためには、選手の訓練でございませうとか、選手の待遇でありますとか、そういうものな身分保障といえますか、そういうものを含めまして、選手の地位の向上といえますか、そういうものをはかつていくということが必要になります。

それからもう一つは、競技場の施設関係並びに警備関係と申しますか、秩序維持関係といふものになっていくと思ひます。その点では、施設の改善をはかり、そして快適な条件の中でレースを楽しむというような環境づくりをしていく、同時に、紛争が起きるようなことがございませうことを避けますために、いろいろな施設の強化を行なう。たとえば、窓口でありますとか、さくその他のもう問題が、いつもなだれを打ってどうとかというところになりますので、そういうものの施設の強化をはかる。それから警備体制、これはまあいろいろな意味で、ガードマンとかそういう自衛の警備員とか、そういうものを強化いたしまして、そして紛争を未然に防ぐ。しかし、それは同時に開催をしておりますものが責任を持って現場で直接の指揮をしていくと、こういうことが大切なようにございませう。そういうことであります。

それから、監督官庁としての各省におきましては、やはり全体の回数その他につきまして、あまり一時期に殺到などいたしますと、やはりレースがおろそかになるとかいろいろな関係がある場合も考慮されてのことだと思ひますが、開催回数等につきましても調節を各省におきまして行なっておるわけでございます。こういうようなことで、紛争の事故防止という、全体の対策として進められておるといふふうに考へております。

○阿部憲一君 この公営競技のいわゆる収益金、そのうちの二五％取っておるわけですが、これは高過ぎるという声がありますけれども、この二五％はどうして二五％とおきめになったか、

そしてまた、内訳はどうなっておるか、競馬とか競輪とかありますけれども、お知らせを願ひたいと思ひます。

○説明員(佐々木喜久治君) 払い戻し金の事をどうするかというところは、この公営競技の射幸性との関連において非常にむずかしい問題だろうと思ひます。大体、諸外国の例から見まして、七〇％ないし八〇％というのが現状でございませう。そういう点を勘案いたしまして、あまり払い戻し金を大きくすればそれだけ射幸心を刺激するのではないかと、またあまり低くすれば魅力がなくなるといった面もあるかと思ひますが、外国の例等も勘案いたしまして、大体平均的なところ七五％という率がきめられたものと思ひます。さらにまた、二五％の手取りのうちで開催経費あるいは収益金といふものの割合等も大体見込みながら、二五％と七五％という率がきめられております。

○阿部憲一君 これは、そうすると競馬も競輪も全部一緒でございませうね。

○説明員(佐々木喜久治君) 現在は一緒でございませう。

○阿部憲一君 これは自治省だけにお伺ひしてもどうかと思ひますけれども、このいまの公営競技につきましても、農林省、通産省、競馬、競輪等につきましても、お役人の方がいっぱい天下って役員をしていくケースが多いように承っておりますので、これについて何かお調べになつたことがありませうか。どのくらいの人数が各省から行つて、どのような役職についておられるかということ、いま公営競技の主催者の一員として参列しているかということ。

○政府委員(長野士郎君) これはもう私が申し上げるまでもなく、公営競技の実施主体は地方公共団体——府県とか指定を受けた市でございませうから、そこは自治体の職務によつて主催者としての管理をしておるわけでございます。それ以外に、先ほど申し上げましたけれども、自転車振興会でございますとか船舶振興会でございますとか、

か、そういう振興会というのが、法律に基づきましてできております。この関係は、関連産業の振興でありますとか、社会福祉事業のための協力でございませうとか、スポーツの振興でありますとか、それから、船舶振興会だけは別でございませうが、ほかのところでは、選手の養成でありますとか、それから指導、訓練等もいたしておるわけでございます。そういう振興会といふものがあるとして、これは具体的に公営競技の売り上げ金のうちの一定割合を、これを法律によつて交付金として交付を受けまして、そしてそういう事業をやっておる特殊な機関が法律によつて認められておりますが、この機関の経営者の中に、理事とか監事とかいふのがあるのでございます。そういうところには、関係の主管省の関係者が参加してある、こういうことは、その点が御指摘のほうの問題かと思ひますが、この振興会等にはそういう関係者が参加してある、こういうふうに聞いております。

○阿部憲一君 いまおっしゃつた振興会、それから競馬の場合には競馬会がございませうけれども、農林省のお役人の方も相当行つておると思ひますが、その人数などおわかりになりませうか。

○政府委員(長野士郎君) 振興会、地方競馬全国協会におられます役員とか関係者のリストまでは私もいまちよつと持っておりますので、申し上げかねるのでございませう。

○阿部憲一君 そういったリスト——リストと申しましよるか、要するに人数でございませうね、氏名を入れたのを持っておりますけれども、どのくらいのお役人の方がいわゆるそちらのほうに關係されておるか、役員になつたかということを知りたいと思ひますけれども、あとでもう一つです。それから、一応お調べ願ひますか。それともこれは自治省だけじゃわかりませうか。

○政府委員(長野士郎君) いまのお話しした点は、私もではわかりませうから、各省あるいはそれぞれの振興会等に照会をいたしまして、その資料を取りまとめ提出をさせていただくようにいたしたいと思ひます。

○阿部憲一君 お願いいたします。私、ただ、相当の人数の方がやっぱり關係しておられるのじゃないかという感じがいたしますけれども、そういうこと、いよいよ先ほど御質問いたしましたように、この公営競技、いわゆる公営ギャンブルそのものが定着してしまつて、ずつともう廃止どころか、そう発展もしないだらうけれども、ギャンブルがずっと行なわれるようなことにはほしきないか、それをおそれているわけですか。そういう意味でも、現実にはどのくらいの方が、元お役人が關係しておられるかということを知りたかつたわけですが、それはお願いいたします。いずれにいたしましても、必要悪としての公営競技そのものは現在実施を認めざるを得ないと思ひますけれども、私も少し、また廃止したいと思ひますけれども、その辺について大臣にもう一度御意見を承りまして、私の質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(秋田大助君) 御承知のとおり、この法案を提出いたしました根本には、公営競技に対する考え方がございませう。その点につきましても、先ほど局長からも説明がありましたとおりの、現状以上には奨励をしない、しかし弊害はこれをなるべく除去いたしまして健全な娯楽といふ面が出るように指導をしてまいりたい、こう考へております。しこうして、一方に戦災復興の面は消えてまいりましたが、いろいろ時々発生する災害のないは過疎過密、ことに過密対策としての都市に対処する一助といたしまして、この公営競技による収益金の一部均てん化等を考へておるわけでございます。この点の要望に關しましては、何もこれを主体に考へるというわけではございませうが、いろいろ財源措置を講じながらも、この収益金ということもその対策の一助になつておりますので、将来の情勢をながめながらこれが措置を誤らないようにしてまいりたい。いまにわかにかにこれを廃止の方向に指導するかという点にな

りましては、それらの事情を勘案しながらできるだけその方向に持っていきたいとは考えておりますけれども、にわかに断定的なことは申し上げられない、複雑ないろいろ財政上の熾烈な要求というものを考慮せざるを得ない実情でありますので、慎重に対応をしてまいりたいと考えております。

○竹田四郎君　すでにいろいろ御質問がありましたので、あるいは重複する面も若干出てくるかと思いますが、その面についてはお答えをいたしたかかなくともけっこうなであります、まず自治大臣にお伺いしたいと思いますが、こうした競馬、競輪、オートレース、モーターボート、こういうようなものが非常に伸びておりまして、売り上げ高から見ますと毎年二割程度くらいずつ伸びているわけです。そのほかに、最近テレビのクイズ番組とかあるいろいろな番組というのがたくさあんありまして、たとえばハワイ旅行とか、あるいはヨーロッパ一周だとか、こういうようなものもテレビ番組でかなりやられているわけでございます。そうなつてまいりますと、射幸的な風潮というものが非常に多くなつてきております。たとえば射幸的な興行場というが、そういうものに対しては、未成年者は一方では入場お断わりだということ、パチンコ屋に至るまで未成年は入つてはいけな、こういうことを片つ方でやりながら、実際にはテレビというものを通じて、あるいはスポンサーの視聽率の調査ということもあらうかと思ひますが、そういうものを通じてたいへん多額な賞品を出しているということで、非常に射幸心を全体的にあふつていふというふうに私は思うわけでありま。どうもこういうふうな射幸心をあふつていふということは、他方において勤労というものに對する考え方、こうしたものがどうしても薄くなつてまいる、射幸心によつて一時の金銭を何とか手に入れよう、あるいは大きな商品を手に入れよう、こういうことが全体的にいまの社会的な風潮になつていふわけですが、私はあまり好ましい状況ではないと思ひますけれども、

こういふような社会的風潮というものを一体自治大臣はどのようにお考えになつてゐるのか。あるいはこういう風潮というのはいかたがたがないのだ、あるいはこういうものは奨励すべきでないとか、いろいろなお考え方があらうと思ひます。全体のギャンブル的ないろいろな競技、そういうものに対して自治大臣としてのひとつお考え方、それに対応する国民の考え方もいろいろあらうと思ひますが、そうした射幸心を目あてにする社会的な風潮、そうしたものにについてのお考え方をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) たいだいま先生から、われわれがいま問題にいたしておりますこの公営競技以外に、テレビ等のクイズ番組による賞品授与の点にもお触れになり、これらを含めまして射幸性の傾向というように一括して論ぜられ、それに對する所見を述べられたわけでございますが、テレビ等のクイズ番組による賞品授与の方法等、これが単純にギャンブルとは言いかねる面があろうかと存じます。しかし、この問題は自治大臣として論ずべき分野でないかもしれませんが、私個人といたしましては、これが過度な状態にまで持つていかれるということはあまり賛成いたしかねる気持ちでございます。しかしこれは別途のところ、この公営競技に關しましては、ギャンブルに關係していることはもちろんでございますけれども、一部やはり大衆の健全娯樂の面も多少あります。またこれを嚴禁することによりまして、むしろ非公開のギャンブル性にある程度大衆を走らせる、それを防ぐという面もありまして、多面的に考慮をしなければならぬ面があるわけでございます。したがいまして、先ほども申し上げておりますとおり、これが地方財政上に与えるいろいろな關係等も考えまして、奨励することはできないが、現状以上にこれがふえることは慎んでいくような措置を講じなければならぬ。同時に、これが大衆娯樂としての健全性を持つてくるように指導もしていかなければならない。したがって、

これが現在における過度に奨励と申しては過言でございますけれども、行なわれているような社会の風潮というものは決して好ましいものではない。基本的にはそう考えております。

○竹田四郎君 自治大臣のお考え方大体わかつたわけですが、そこで公営競技についても、先ほどの大臣のお考え方から見ますと、必ずしもいまの公営競技が健全娯楽として推奨に値するといふような考え方ではなさそうではありますが、健全娯楽としてある程度これを進めていきたいというようなお気持ちのほうが強かろうと思います。

こうして公営競技を真実には大衆の健全娯楽としていくために、いま佐藤政府は一体どういうふうな施策を進めていくかというふうにされるのか。ある意味で、大臣が健全娯楽化していきたいとおっしゃる。以上は、何らかそれに対する対策というものが私は当然あるべきだろうと思うんです。何かそういう対策というものはおありですか、どうですか。

○國務大臣(秋田大助君) これは直接には、自治省の分野よりはむしろ通産省であるとか農林省でありますとか、実地に開墾等に権限を持たれる官庁の権限のお仕事であると思ひますけれども、もちろんこれに關係のある自治省といたしましては、私といたしましては、やはり健全娛樂化する施策

をとるべきだと考えておりますし、また政府としてとつておるであらうと思われるものについては多少承知をいたしております。すなわち施設等につきましてこれを近代化し、競技が明朗に行なわれるような雰囲気、環境をつくるように改善をしていく、それから、ただいま阿部先生からお話のように、こゝいう競技の種類につきましても、これはいま直ちにということではできませんが、私は、これは個人的見解でございますが、種類によりまして、これはあるものはなるべく縮小の方向へ持つていくべきではなからうかというようなことは考えております。すなわち人力による点の多いものにつきましてはいろいろ弊害がございます。しかしそういうものにつきましても、やはり

その選手等の待遇の改善あるいはこれらの人々のいろいろな思想につきまして指導をしてまいるという点につきましては、政府といたしましても年来力を入れていろいろな指導をしてまいっておるところでございます。その他教育一般によりまして、人がほんとうの健全娯楽にいくような教育をしていくということも基本的に必要なことであらうかと思ひます。これらの施策の総合によりまして、ギャンブル競技にまつわるいろいろな弊害を除去いたしまして、これが健全化を策していくということは必要なことであり、また政府もやっておるところであると思つております。

○竹田四郎君　だいぶ非常に抽象的なお話であつて、それにもかかわらずとにかくギャンブル王国という名前を得ているわけですが、ひとつつ農林省あるいは通産省にお聞きしたいと思うのですが、法律によりますと、競馬と競輪については場外の券の発売所というものがかなりある。ひとつ中央競馬、地方競馬あるいは競輪、これについて一体場外の券の売り場というものは幾つくらいのおおのの競技においてはあつて、そこにおけるところの売り上げというものは一体どのくらいになつてゐるのか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(太田康二君) 私の方からは、中央競馬と地方競馬があるわけでございますが、地方競馬には場外馬券売り場はございませんので、中央競馬について申し上げますと、現在中央競馬の場外馬券売り場は十四カ所でございます。昭和四十四年度の売り上げ額で申し上げますと、約千四百二十九億円となっております。なぜそういうった施設があるかということでございますが、競馬場へ行けないファンの要望を満たすということ、あるいはまた私設馬券の発生を防止するという観点から認めているものであるわけでございますが、この場外での発売額というものは、総売り上げ額の約四四％、これは四十四年度の数字であります。に

達しておりました、かなり大きな比重を占めております。

以上のとおりでございます。

○説明員(福田敏南君) お答えいたします。

競輪の場合には全国に七カ所現在でございます。総売り上げは五十六億一千二百四十七万九千五百円でございます。それで、全国の総売り上げに對しますこの場外車券売り場の売り上げ高の比率は一・五％という形になっております。

○竹田四郎君 私もあり競輪、競馬というのはやったことはありませんからよくわかりませんが、

けれども、やった経験者にいろいろ話を聞いてみたわけですが、競輪、競馬については場外の馬券及び車券の売り場は認められる、しかしオートレースとかオートポートについてはこれは禁止されておる。同じような性格だと思ふのですが、オートポート、オートレースは禁止されておる、競馬、競輪には場外売り場が認められる、これは一体同じ性格のもので片一方には認められ、片一方には認められていないこの理屈というのですか、理論的な根拠といふのですか、これはどういふことになりますか。——どうもおわかりにならないようにございまして、ひとつこの点は、どうして片一方には認めて片一方には認めていないのか、この根拠をあとでお調べいただいてひとつお述べをいただきたいと思ふわけです。

もう一つお聞きしたいのは、私は、非常にギャンブルがどんどん売上が盛んになってきたというの、券の売り方にも私は非常に關係があると思ふ。競馬、競輪、たとえば二つでいいですが、一番最低の券といふのは幾らですか。

○政府委員(太田康二君) 百円券でございます。

○説明員(福田敏南君) 競輪の場合も百円でございます。

○竹田四郎君 ところが実際は、かなり特券というのが出ておるようであります。これは私、特券というのを見たことも買ったこともないから、経験者から話を聞いたわけですが、一枚百円という券ではどうもあまりギャンブル性が少ない。百円

買つても二百円ぐらいの手取りではつまらないというところで、勢い千円を何枚買うという形で特券というのが出てくるので、一体これらの各公営競技の中で特券といふのは幾らから幾らまでを言うのか、私はよくわかりませんが、おそらく百円券を最低とすれば二百円券、五百円券、千円券といふものがおそろく出ているだろうと思ふますが、その各券の種類ごとの発売枚数といふものは、そういうものが当然あるだろうと思ふ。それをひとつお知らせをいただきたい。

○政府委員(太田康二君) 実はいま発売しておりますのは、百円、二百円、五百円、千円の券でございます。よく特券、特券といわれますのは千円券のことがいわれるわけです。これはやはり混雑緩和のために、ある程度こういった高額の馬券も発売するということにいたしましたおるわけでございます。発売枚数はちよつと手元に資料がございませんので、売り上げの金額の比率で四十四年度について申し上げますと、中央競馬の場合は、百円券の売り上げ額が〇・四％、二百円券が三九・六％、五百円券が八・六％、千円券が五一・四％でございます。それから地方競馬の場合は、これは百円券と二百円券と千円券でございます。百円券が一九・四％、二百円券が三一・六％、千円券が四九・〇％、こういふことでございます。

○説明員(福田敏南君) 私どものほうも百円券、二百円券、五百円券、千円券がございます。私どものほうには統一した調査というものがございせん。ただ、これがある特定の月に特定の競輪場について調べたものがございまして、それで、月も違ひますし、年も違ひますんで、大体の傾向はつかめるかと思ひます。それによりまして、百円券が大体五〇％でございます。それから二百円券が九〇％程度、五百円券が一％、千円券が四〇％でございます。

○竹田四郎君 それからもう一つ、特に競馬の場合に、場外売り場でその特券というのが一体何％ぐらい売られているのか、場内では一体どのくらい売られているのか、その数字をひとつ知らせたい。

○政府委員(太田康二君) ただいま申し上げました中央競馬の売り上げ比率の中で場外の分を申し上げますと、全体の平均では、先ほど申し上げましたように二百円券が三九・六％と申し上げましたが、その比率が四四・一％、五百円券が四〇％、千円券が五一・九％、百円券は場外では発売をいたしておりませんので、以上申し上げたような比率に相なっております。

○竹田四郎君 そうしますと、大体場外の売り場というのが私には全体の中で非常にギャンブル性を強くしている、こういうふうに思わざるを得ないわけです。実際千円券にいたしても、全体の平均が五一・四％のものが場外では五一・九％ですから、平均よりも高い。そういう形で、確かに競馬場へ行つて、いまだあれば桜の花を見ながら家族で百円券、二百円券ぐらいを買つてやるということ、ある意味では私は健全な娯楽として認めてもいいと思ふんですけれども、これを見ましてもほとんど千円券、競馬にいたしても四〇％、こういうことで、大多数が千円券に集中しているということが言えると思ひます。また、自治省でお出しになりました公営競技関係資料を見ましても、一人平均の一日に使うところの、券を買つておるの、これは四十三年度の資料でございますが、競馬で一万二千五百円、それから競輪で一万一千円くらい、こういう形で、非常にやはり金額の多いのに集中をしておる。そこが私はギャンブル性というものを一そう高めている理由だろうと思ふ。でありますから、健全な娯楽にしていくということであるならば、私はこういう千円券なんという特券といふものは廃止したほうが、そうすれば私はかなりギャンブル性というのがなくなつていって、自治大臣のおっしゃるようないわゆる健全な娯楽性へと進んでいく可能性も出ると思ひます。それからもう一つ、私は場外の馬券売り場といふものは全国で十四カ所というのですが、これはおやめに

なつたらどうか。これは実際馬券売り場といふのは交通の便利のいいところに大体あります。大体そういうところは競馬があるということになりますと、もうほとんどその付近の交通といふのはそれによつてネックの状態になつてしまつておることも事実である。そうした付近のやはりいろいろな風紀というふうなものこれは必ずしも私はよくないと思ふ。そういう意味で、自治大臣が健全な娯楽に持つていくということであるならば、これは場外の馬券売り場なんというのはまさにギャンブル以外の何ものでもないのです。場内であれば、付近の広々とした風景を見ながら馬の走るのを眺めるのも私は一つの楽しみだろうと思ふ。そういう点では私は場外の売り場といふもの、これをやめたりやめていく必要がある。あるいは特券というふうなもの、こうしたものも、せいぜい二百円くらいはいいだろうと思ひますけれども、千円というふうな券は発売を禁止する、こういうふうには私はしていきべきであらうと思ふのです。これについては、ひとつ健全な娯楽を定着させたいという自治大臣に、そうしたことについてのお考え等をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) そういう意見をおっしゃる方もあるわけでございますが、実は場外馬券売り場といふ、千円券の問題といふ、実は混雑緩和のためにやつておる面が非常に強いございまして、私どもとして、射幸心の抑制ということのために、実は中央競馬につきましては、昨年十月から連勝単式を廃止いたしました。地方競馬につきましても、本年度からごく一部の競馬場を除きましては全面的に連勝単式を廃止いたしました。連勝複式を採用するということで、射幸心の抑制ということはいしたしておるわけでございます。

それから場外馬券売り場の問題につきましては、昭和三十六年の公営競技調査会の答申もございまして、この趣旨に沿ひまして、場外発売所の増設は認めないということで、できる限り場外発売所の混雑等の弊害を可能な限り除くために、施設の整備改善といふものを極力推進いたします

は交通の便利のいいところに大体あります。大体そういうところは競馬があるということになりますと、もうほとんどその付近の交通といふのはそれによつてネックの状態になつてしまつておることも事実である。そうした付近のやはりいろいろな風紀というふうなものこれは必ずしも私はよくないと思ふ。そういう意味で、自治大臣が健全な娯楽に持つていくということであるならば、これは場外の馬券売り場なんというのはまさにギャンブル以外の何ものでもないのです。場内であれば、付近の広々とした風景を見ながら馬の走るのを眺めるのも私は一つの楽しみだろうと思ふ。そういう点では私は場外の売り場といふもの、これをやめたりやめていく必要がある。あるいは特券というふうなもの、こうしたものも、せいぜい二百円くらいはいいだろうと思ひますけれども、千円というふうな券は発売を禁止する、こういうふうには私はしていきべきであらうと思ふのです。これについては、ひとつ健全な娯楽を定着させたいという自治大臣に、そうしたことについてのお考え等をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) そういう意見をおっしゃる方もあるわけでございますが、実は場外馬券売り場といふ、千円券の問題といふ、実は混雑緩和のためにやつておる面が非常に強いございまして、私どもとして、射幸心の抑制ということのために、実は中央競馬につきましては、昨年十月から連勝単式を廃止いたしました。地方競馬につきましても、本年度からごく一部の競馬場を除きましては全面的に連勝単式を廃止いたしました。連勝複式を採用するということで、射幸心の抑制ということはいしたしておるわけでございます。

それから場外馬券売り場の問題につきましては、昭和三十六年の公営競技調査会の答申もございまして、この趣旨に沿ひまして、場外発売所の増設は認めないということで、できる限り場外発売所の混雑等の弊害を可能な限り除くために、施設の整備改善といふものを極力推進いたします

は交通の便利のいいところに大体あります。大体そういうところは競馬があるということになりますと、もうほとんどその付近の交通といふのはそれによつてネックの状態になつてしまつておることも事実である。そうした付近のやはりいろいろな風紀というふうなものこれは必ずしも私はよくないと思ふ。そういう意味で、自治大臣が健全な娯楽に持つていくということであるならば、これは場外の馬券売り場なんというのはまさにギャンブル以外の何ものでもないのです。場内であれば、付近の広々とした風景を見ながら馬の走るのを眺めるのも私は一つの楽しみだろうと思ふ。そういう点では私は場外の売り場といふもの、これをやめたりやめていく必要がある。あるいは特券というふうなもの、こうしたものも、せいぜい二百円くらいはいいだろうと思ひますけれども、千円というふうな券は発売を禁止する、こういうふうには私はしていきべきであらうと思ふのです。これについては、ひとつ健全な娯楽を定着させたいという自治大臣に、そうしたことについてのお考え等をお聞きしたいと思ひます。

し、人間のキ・ン・ノ・セ・ツ・と云ふものを全面的に否定しようとは思いません。若干あることは事実であります。そういう意味で金のあり方というのがあります。法律を改正してもつと広く払い戻し金が渡るようになるということが私はもつと健全性を高めるゆえんではないか。あえて連勝単式だけに、あるいは連勝複式だけに、いまのものにこだわつて、先

たその時における千口券です。射券といふもの
の存在がそれほど射幸性を高めておるかどう
か、ただいまの貨幣価値の關係から申しまし
て、それは技術的に、そういうものがなければ
多少違ふかもしれませんが、やはり貨幣価値
からいって、ある程度の券を賣たいといふ
ことになりまして、やはり何枚かの枚数を
賣うといふこととの事務的な

ことは、競輪、競馬等については、おのれの法律で、学生生徒、未成年者は券を買うことができない、こういう法律におのおの条項があるわけであります。競馬法二十八条、自転車競技法については七条の二、オートレースについては十条の二、モーターボートについては九条の二、こういうことになっております。ところが一方、全国競輪協

すか
○政府委員（太田康二君） 私のほう、どの程度率は学生生徒、未成年者が券を買っているかどうかということの事態の調査をいたしております。で、事態はわからないわけでございますが、もちろん、こういう規定を設けておりますゆえんのもの、先生が御指摘のとおりでございます。私

どもその施行者に對しましては、この趣旨の徹底をはかつております。ただ、現実の問題として、まあ窓口で売っている状況を先生ごらんになっていただきますと、一々未成年者であるとか何とかを確認することも非常に困難な事情でございす。間々そういうことがあろうかと思ひますが、もちろん法律の規定もあるわけでございすから、十分施行者等に對しまして、こういう面への指導には当たつてまいりたい、かように考えております。

○竹田四郎君 これは、おそらく現状において、取り締まるつたつて私は取り締まりはできないと思ひます。だから、私は全体として射幸性を少ないものにしていく努力をしていかなければ、こういう法律をつくつたつて意味ないんです。どんどんどんどん青少年が巻き込まれていく。まだ競馬場である場合にはかなりチェックができると思ひますが、場外の馬券売場じゃ全然できないと思ひます。だれが買ひにきたつてどんどん売つちやう。こういう形に私は進んでいってしまふんじゃないか。ですから政府みずから法律違反を犯していると言わざるを得ない。それだけに、こうしたギャンブルというものをやめていけば、それは避けられない。幾ら政府であれだれであれ、避けられない。だからギャンブルも、ひとつ射幸心をなくした健全なものに、いまいっぺんにこれをやめろといつても、これはなかなかできないことだらうと思ひます。私もおそらくかなりの気遣ひがやめてしまふ出てくる可能性もあると思ひますから、あるいは実際競輪場、競馬場の従業員いろいろな問題もあらうと思ひますから、すぐやめろといつても、私はやめられるものじゃないだらう。少なくともそうした方向に改革をしていく。それでなければ、一つ一つの政府が明記してあるところの法律を国民が守らなくてもいい、その競輪、競馬じゃまさに守らなくてもいいという無法の社会になりつとあると私は思ひます。そういう意味で、一々こうした面について、私は、ただ単に自治大臣のおっしゃるよう

に、非常に抽象的なことを言っているんじゃないに、具体的に場外の売り場はやめる。一ぺんにやめることができないにしても、年度計画をつくつてこれはやめていく。そして券の売り方あるいは払い戻し金、これらについても、私は早急にひとつ検討をせざるを得ないだらう、こういうふうに思ひわけですが、そういう点では競馬が一番罪が深いわけでありすから、ひとつ畜産局長のほうから御答弁いただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕

○政府委員(太田康二君) 先生のことばで、たとえば千円券をやめたら射幸心の抑制に非常になるじゃないかという御意見もあるわけですが、二角券を発売したつておるわけですが、二百円券を発売したつておるわけですが、結局千円券をやめれば二百円券を五枚買ふということ、場合によつてはちろん千円券を発売しないほうがよろしかうと思ひますが、現実の問題として、実は非常に混雑をいたすわけがございまして、その辺はなかなか技術的にむずかしい問題がございまして、しかし、おっしゃる御趣旨よくわかりますので、われわれもさらに検討を深めていきたい、かように考えております。

○竹田四郎君 その次に自治省にお伺ひしたいわけですが、自治省からいただいた資料を見ますと、こうしたギャンブルの収益金が、歳入総額に占める割合が半分になっているというところがあるわけですね。たとえば静岡県の場合、前よりよくわかりませんが、難波町ですか、あるいは新居町、舞阪町、こういうのにいたしまして、歳入の半分以上になつてゐる。新居町はちよつと欠けまされども、そういうふうになつてゐるわけですが、実際の資料で、たとえば歳入の半分以上を収益金が占めている団体、あるいは三分の一以上を占めている団体、あるいは四分の一以上を占めている団体、あるいは、それぞれのくらいあります。もしおわかりにならなければ、あとでひとつ調べていただきたいと思ひますが、確かにかなりあるようです。

ね。私の目に触れただけでもかなりある。こういうふうなギャンブル収入がその市町村の歳入の半分あるいは三分の一を占めるということは、私は異常だと思ひます。こういう問題について財政局長、一体これでもいいのか、どう思ひますか。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(長野士郎君) お話のとおり、公営競技の収益金が財政規模の相当な割合、半分以上を占めるというふうなことがいかに悪いかということになれば、私も決していいと思つておりません。もちろんそういう偏在というものの弊害というものが、そういう場合には極度にあらわれていくという見方もできるわけでありす。そういうこともございすから、均てん化ということも、非常に徹底的な今回の措置ということにもなりすけれども、なるべく均てん化をして、その弊害を避けるようにしたい。しかし、これを低度にするかといへば、私はできるとは申し上げられないわけがございす。

それから個々の団体の状況は、これは沿革等もございす。また団体の財政事情というものもまたその面では考へてやらなければならぬという点もあるわけがございす。私もがしかし一番心配いたしますのは、ただ、これらの財源がいわゆる公共施設の整備を中心としたつて、事業費として充當されておること、公営住宅でありますとか、あるいは道路あるいは学校の施設というふうなものになつております限りは、非常に占める割合の大きいところの問題がございすけれども、財政運営上の心配というものはわかりませんが、まだまだ何と申しますか、ある程度のことは安心もできると思ひますけれども、こういう大きなが、結局その団体の財政運営の実根底をなしてゐる。少なくともそれを考へなければいかなる財政運営もできない。つまりそういう意味では、経常的な収入として考へられる。そしてその収入が経常的な支出のために不可欠のものになつておる、こういうふうな運営になつておるようなことになりすといふと、これははなはだお

もしろくない結果を来すと思ひます。そういう意味の指導を今後ともつとめてまいらなきやならぬと思ひますが、じゃ、全体の団体の中にそういう心配は一つもないかということになれば、これは残念ながら相当の心配がございす。そこでまあ今後ともそういう点につきましては十分指導を加えてまいりまして、これに全部寄つてかかつてその団体の運営が行なわれるということがぜひひないようにいたしたい、こう考えております。

○竹田四郎君 まあ私もこれはたいへん問題が多いだらうと思ひます。それはただ均てん化だけで私はその問題が解決するとは思ひません。おそらく私がもし単なるソロバンだけはじいて考へるということになれば、それが一番気楽なわけですが、収入としては気楽なわけですが。そういう意味で公営競技全体として考へていかなければ、一部の町村だけを、それを考へていくといふことは私は決して正しい方向には行かないし、ほんとうに地方自治というものが實際定着をしていかなければ、こういうふうな思ひわけでありす。四十五年で、實際自治省の計算によつて、納付金を納める都道府県数、市町村数あるいは組合施行の団体数といふのは、予想でおのおののくらいあります。

○説明員(佐々木喜久治君) 昭和四十三年の実績から推定をいたしますと、三百八十五団体のうちで、約二百七十市町村が納付団体になるであらうといふふうに考へております。

○竹田四郎君 これは都道府県からは取らないわけですか。

○説明員(佐々木喜久治君) ただいまの数字は都道府県を含めまして三百八十五団体のうちで、約二百七十団体程度であらうといふふうに推定いたしております。

○竹田四郎君 わかりませんか、その内容別には、都道府県が何団体、市町村が何団体、事務組合等やつてゐる場合は何団体、わかりませんかこれ。各市町村にいたしまして、大体もうそういう予算といふのはおそらく終つてゐるでしょう

から、これは調べればわかることでしょう。それ
ひとつ出してください。

○説明員(佐々木喜久治君) 三百八十五団体のうちで、都道府県が二十三ございいますが、都道府県は全部の団体が納付することになるだろうと思ひます。それから組合で施行しております団体は、五億円の控除額が各施行団体ごとに計算をされてまいりますので、組合施行でやっております団体の大部分のものは納付をする必要のない団体になるであらうというふうに考えております。したがって、大抵都道府県と市の大部分のものが納付団体になるのではないだろうかというように推定でございます。

○竹田四郎君 そうしますと、その辺がよくわからないのですが、売り上げ金から五億円を控除して、当面はそれに〇・五%をかけて、その金額を取益金から払う、こういう形になると思ひんですが、その施行事務組合等をやっているのは、その五億円というのは、各市町村にどう分かれていくのですか。案分をして、たとえば五団体でやると二十億あるといたしますれば、売り上げが二十億あるとすれば、それを五で割って一つの市町村に均分に割って当るとすると四億円になりますね。そういうところは全然納める必要がない、こういうことになるわけですか。

○説明員(佐々木喜久治君) ただいまおっしゃったとおりでございます。

○竹田四郎君 この納付金を納める金額が平均いたしましてどのくらいになるかわかりませんけれども、まあ大した金額にはならぬだろう、全部で五十億程度のものだろうと思ひわけですが、ただ私はこういう制度をやっていくことになるかと、先ほど極端な例を申し上げましたけれども、一つの市でかなり取益金がある、その市の財政収入に占めているところ、こういうところは、そういうものが減ることもかなり私は問題が出てくるだろう。そうしますと、まあ二億なら二億、その取益金から納付金を納めたということになれば、その二億の穴埋めはどこかでやらなければ、新しい事業もできないし、どこかでそれだけは極端な節約をしなくちゃならぬ、こういうふうになりますと、その穴埋めを私はその市長さんがそろばん勘定をはじくというところになると、その穴埋めに努力するだろう。そこで納付金は納められた財政の均てん化はやるけれども、納付金を取られるために、私は、ひとつ競輪の売り上げあるいはモーターボートの売り上げ、そういうものをまたふやそうと努力するだろう。こういうものについては心配はないわけですか。むしろ私はそのためにはギャンブル性をさらにふやしていくだろう。またこの開催についての経費を節約しようとするだろう。先ほどその点は語るに落ちたといふ言ひをいたしたので、たとえば競輪を売るための人件費をひとつ減らそう、競輪はもう少し少なくしようじゃないか、場内の整備もひとつ人を減らそうじゃないか、こういうふうな形に必然的に私は向いてくるのじゃないか。そうすれば、百円券を一枚印刷して売ると、千円券を売ったほうが手数料が省けるわけですか。人件費も、なるべく高額のものを売れば、もう百円券はあきませんよ、二百円券はあきませんよ、あと残つておるのは五百円の千円券だけですよ、こういうことになれば、この納付金を納めることによって、ますますギャンブル性が必然的に高くなっていくのじゃないかという心配が出てくるわけですか。もちろんことしから非常にギャンブル性がすぐ高くなるということとはなからうと思ひ。五年たてば、〇・五%という数字も場合によれば限度一ぱいというふうな可能性も出てくるわけですか。そうなつてくれば、取益金から差引かれるものはますます多くなる。そうすれば売り上げをもっと伸ばして実際の収益はもっとひとつ穴埋めをしてしまおう、実際の収益に私はならぬかというところが心配になるわけですが、そういうものに対しては心配ないのですか、あるのですか。あるいはそういう形のものについては、何か予防の措置をするのですか。

○説明員(佐々木喜久治君) 取益金の率の〇・五%、あるいはこれが一%にまひりましても、納付金のこの比率は、収益に對しましては、納付金の〇・五%の場合は五%程度でございます。最近の売り上げの伸び率、したがって収益の伸び率は大体二〇%程度でございますので、この納付金制度ができたとしても、いわば自然増収の四分の一程度のもので納付金になってくるというふうなことでございまして、各地方団体の意向をいろいろこの問題の解決の過程におきまして話し合ひをしました段階におきましては、そういう自然増収の範囲内にとりまして納付金の額がおさまるといふことであれば、まず現在各団体が考えております長期的な計画等についても支障を生じないというふうな観点から、大体こういう率もきめられてきたわけでございます。そういう意味におきまして、各地方団体のほうが特に利益をふやさなければならぬといふたような、納付金に見合ふべき分を、せめて利益をふやそうといふたような努力をするというふうなことはならないだろうというふうな感じがいたします。なおまた最近の状況から見まして、各地方団体とも、施設の改善あるいは自衛警備の強化といったような点は相当現在でも努力をしておりますし、また将来ともそういう方向で施設の改善、環境の浄化あるいは警備の強化というものはあわせて行なっていく、こういう体制でおるわけでございます。

○竹田四郎君 これは将来の予想の問題ですから、とやかくいま確定的な議論はできないわけでありまして、参事官は適当に自然増収という形で答弁をのがれておりますが、私は必然的にそれは人件費の節約という方向に進む、それは特筆をなすべく多く売るといふことによつて人件費はかなり縮小することができるわけですか。なるべく百円券なんか手間のかかることはいらない。そういう形で、おそらく今後自然増収というものは、参事官の言う自然増収という形がふえてくるでしょう。そうしてギャンブル性はますます高くなっていく。私はいまそれを警告しておいてもよろしかろうと思ひ。十分そういう点についてはひとつ御注意を

いただかなければ、自治大臣の考え方というものが一向に通つていかない、そういうふうになるのではなからうかというふうに考えるわけでありま

す。
次の問題に移りたいと思ひますが、どうも自治省は人が持つてゐる金をひとつ自分のほうでひもをつけてあちらこちらにばらまくというふうな考え方が非常に強そりには私は思ひます。私はもつとその点では、戦後十何年、二十年近くたつてゐるわけですから、各地方団体の本来的なあり方の税源改正というものを進めていく。ギャンブルの金やその他のつまらない収益金を目にしてそれを取ることばかり考えないほうが私はいいだろうと思ひ。實際いまだ自治省は盛んにそういうことをやつてきております。これは年代はいつか知りませんが、私の知つてゐる限りでは、府県の中でかなり金があるところでは、義務教育国庫負担法の法律にもかかわらず、これを政令によつて頭打ちをさしてきてゐる。それから五、六年前です、たばこ消費税の配付におきまして、もととは売り上げ金額によつて各団体に割り振りをしておりましたけれども、それを本数によつて割り振るというふうな形でも、これも一種の財源の調整をやつておる。あるいは地方道路譲与税ですか、そういうことでもそういうことをやつてゐるわけでありまして。私は今度のこれも、広く見ればそういう大きな意味での財源調整、こういうふうな思ひわけでありまして、念のためにひとついままでのそういう形での義務教育国庫負担法、あるいはたばこ消費税の売り上げ高から売り上げ本数に、従量制といふのですか、そういうふうに変えた、あるいは地方道路譲与税ですか、これの配付率というものを定めてきたのですが、一体それはどのくらい、全部で財源調整に使われた金額は大体どのくらいになるのか、四十三年度でも四十四年度でもけつておりますが、大体どのくらいになるのかお示しをいただきます。

○政府委員(長野士郎君) いまお話のございました関係でございますが、いわゆる不交付団体に対し

ますところの義務教育の国庫負担金の頭打ちとい
いますか、そういう制度によりましていわれる抑
制された額は、義務教育の関係におきましては四
十三年度で百九億に相ならうかと思ひます。それ
から地方道路建設費につきましては四十三年度で
約三十億でございます。それからこれは推計が入
りますが、先ほどお話ししたこの関係におきま
すところの本数割り、従価制でなく本数割りに
したという関係におきましては、これは同じよう
な大府県を中心にして考えてみますと、これ
は推計が入っておりますけれども、大体四十三
年度で十七億ぐらゐに相なるだらうということが
いわれております。しかしこれは、いま申し上げ
ましたのは御質問の点について申し上げたわけ
でございますが、そのいまの公営競技の納付金を
均てん化するかという問題とこの問題とは全部同
じというわけには、これはお話しでございますけれ
ども、私はまいらないと思ひます。いま申して、
やはりこの地方団体間の財源調整というより大
きな問題、それから国と地方との間の調節とい
うような問題は、いまお話しがありましたような関係
のところの財源の配分なり調整というものではこ
れは常に出てくるわけでございます。交付税制度
などはその中で最も代表的なものかもしれません
が、この公営競技につきましては、これはやはり
端的に申しまして施行団体のいろいろな沿革その他
の事情、しかもその事情がかわらないということ
をもつて非常に片寄つておるわけでございますし
て、その点で、それ以外の団体からの均てん化の
要請というものも非常に強いわけでございます。
しかも公営競技の納付金というのは、それでは安
定した財源であるかと言へば、これは事柄の性質
上非常に不安定なものだということになるわけ
でございます。そこで不安定なものであるが、しか
も相当続いておる。普遍的なものじゃない。これ
をどういふふうに調整するかというのには、いまま
での義務教育の關係とか、たばこの關係、地方道
路建設費の關係と違つた形でこれの均てん化とい
う要請にこたえながら考えていく方法はないのか

という、ただそれだけのことでございす。これは
財源調整とか何とかという、非常に広義に考えれ
ばお話しのようなことになると思ひますけれども、
とてもそこまでのことで考えるというわけではも
ちろんない、そう思つております。

○竹田四郎君 私は、非常にいまおっしゃるよう
に不安定なものだということであるならば、これ
は、こうしたギャンブルというのはほんとうの意
味での健全なものにしていく、そして地方財政の
当てにするものではないように私は思ひます。い
くほどう思ふのです。こういう形を続けていくべ
いほど、私はギャンブル性は強まり、ギャンブル
の悪弊というものはもつともつと深化をしてい
くのではなからうかと思ひます。そういう点で、
もう一つここで、大臣のほうがいいと思ひます
が、お聞きしておきたいと思ひますが、これは
先ほどからお話しがあつたのですが、売り上げの七
五％は償還金として払い戻し、あとの二五％は施
行者が取つて、その中から経費とか、あるいは自
転車振興会をはじめとする各団体へ交付金とす
る、その一部をまた国庫へ納付するといふ形にな
るのですが、その二五％、七五％の割合というも
のをもう少し私は変えていって、ほんとうに大衆
の軽いタッチで楽しめる娯楽にこういうものを変
えていくということが必要だらうと思ひます。す
が、その割合については何らか変えていく、検
討してみようというお気持ちにはございせんか。

○国務大臣(秋田大助君) この割合につきましては、
いろいろ問題があらうかと存じます。返しの
分を多くいたしますれば射幸性との關係がどうな
るか。しかし、これもやり方によつて薄く広くな
くといふ、いろいろ技術的な方法もあらうかと思
ひます。ひとつ検討させていただきますと思ひま
す。

○政府委員(長野士郎君) この納付金は、公庫の
経営健全化基金として引き入れられております。
そうして公庫が貸し付けをいたしますのは、いま
説明もありましたが、大体十四の公営企業に對し
まして貸し付けをする、これは資金計画で公庫の
受け持ち分がきまりますと、そういうことになる
わけでございます。その關係では、公営競技から納
付した団体と納付しない団体とを区分してもよ
ろしいといふことは、これはまあ公営企業金融公
庫のたてまえ上はあり得ないわけでございます。
したがうして、御指摘のように、納付をしたの
に自分のところには資金が回らないというよう
なケースが出てくるおそれがあるのじゃないか、そ
のとおりだと思ひます。しかし、そのところは
そういう事情もございすから、やはり公庫の資
金の貸し付けの運用につきましては、少なくとも
納付金を納付した団体のいままでのいろいろなき
さつての気持ちもございす。その辺はお互いに理
解し合ひながら円滑な運営をしていくためのく
ふうは、これはさらにこらしてまいらなければなら
ないと思ひますが、さらばといつて納付団体だけ
にこの資金の有利な条件が回っていくということ
には、たてまえ上はできないわけでございますか
ら、そのところはお互いに理解をした上での運
営を一段と深めてまいりたい、こう考えておりま
す。

○竹田四郎君 検討していただくということで、
ひとつ十分御検討をいただきたいと、このように
思ひます。

次に、時間もありませんので、公営企業金融公
庫の貸し出し残高、これを対象企業ごと、それか
ら、できましたら、ひとつ都道府県、市町村の団
体別といひますか、そういうふうにも、もし資料が
ありましたらひとつお示しをいただきたい。

○説明員(佐々木喜久治君) 公庫の昭和四十
五年三月末、この三月末現在におきます貸し
付け残高は三千八百四十七億円でございす。こ
の貸し付け額につきましては、事業別に見てまい
りますと、上水道事業が千六百九十七億円で大体四
四％でございます。それから工業用水道が四百二
十九億でございます。一％でございます。そ
れから電気事業が三百二十八億円で約八％、有料
道路事業が百七十四億で四・五％、それからおも
なものについて申し上げますと、交通事業が四十
九億で約一・三％。事業が非常に、十四事業に
なつておりますので、おもなものだけ申し上げま
すと、大体そんなものでございす。

それから団体別にまいりますと、府県分が千四
百二十八億、県の分が四十三億でございます。そ
れから市の分が千九百二十四億で五百四十二市で
ございすから、大体ほとんどの市にいつては
わけでございます。それから町村分が約二百五十
一億円で、町村数は八百三十町村でございます。
それから組合分が二百四十三億で九十四組合。
大体以上のようなものになっております。

○竹田四郎君 ありがとうございます。

○竹田四郎君 一生懸命競輪、競馬をやつてお金
は納めたけれども、納めるだけはいへん納めさ
せられたけれども、借りることはできないとい
う場合が実際上はかなり多いだらう。それで競輪、
競馬がなくなれば、それにこしたことはないわけ
でございますが、おそろしくなくなるという方向に
向かないで、もつとこせきまくるという方向にい
くことを私は一番おそれるわけでございます。大
体、いろ
んな地方債等の許可の問題にいたしまして、と
かく大都市には軽く扱われて、おまえのとい
ろはみずから繰返なり市中銀行なり、そういう

が多いだらうと思ひます。したがつて、納付金
も、都市的な面の市ですが、府県、市が非常に多
からうと思ひます。ところが実際、いまこの数字
をおっしゃつていただいたわけでありすけれど
も、都市では、そのほか市場とか、病院とか、あ
るいは住宅とか、公共下水道とか、こういう面
の需要が非常に急がれて、この面では非常に金が
足りない、こういう形におそろくなつてはいるだ
らうと思ひます。納付金を納めたはいけれども、
公庫の安い金利の金は借りられない、こういうふ
うなアンバランスというのが私は出てくる可能性

が多からうと思ひますが、そういうようなこと
はないですか。

○竹田四郎君 一生懸命競輪、競馬をやつてお金
は納めたけれども、納めるだけはいへん納めさ
せられたけれども、借りることはできないとい
う場合が実際上はかなり多いだらう。それで競輪、
競馬がなくなれば、それにこしたことはないわけ
でございますが、おそろしくなくなるという方向に
向かないで、もつとこせきまくるという方向にい
くことを私は一番おそれるわけでございます。大
体、いろ
んな地方債等の許可の問題にいたしまして、と
かく大都市には軽く扱われて、おまえのとい
ろはみずから繰返なり市中銀行なり、そういう

ところで起債する能力があるからそこでやれと、
そういう能力のないところへ貸すなどということ
で、かなりこれは大都市にはそういう点では優遇
されない。社会的な需要はあるにもかかわらず優
遇されない。こういう形がますます非常に出てい
ましたね。今度の場合もそういうものはかなり出
ると、こういうふうに見込んでいいわけですね。
○政府委員(長野士郎君) これは全体の地方債計
画で、いろんな資金の需要に充てることにしてお
るわけですが、この公営企業金融公庫に
限って、その中で申し上げることはなかなかでき
ないわけですが、公営企業金融公庫の
関係におきましては、これはその成り立ち
が、地方団体が個々に資金の調達になかなか困難
だということで、共同して資金を調達するというこ
とのために、公営企業金融公庫というものが公
企業の資金調達機関としてでき上がってきたその
関係でいいますと、大きな有力な団体は、当然み
ずから資金調達能力を持っておるわけですが、
それから資金調達能力を持っておるわけですが、
資金ワラ、資金量との関係もありまして、大きな
団体がこの中に入ってきていますと、たちまちその団
体の資金需要というもので、公庫全体の資金ワラ
に大きな影響を与えるかっこうでございいますか
ら、そこで従来から自分から資金調達能力のある
ようなところ、まあ公債とか縁故債に關係する
部分でございいますけれども、そういうものにつ
いては、大きな団体は自分でなげやってもいい
たい、公庫のほうは、みずから資金調達能力のな
い団体のほうにかわってやっていく機関だから、
公庫の貸し付けはそっちのほうへ持っていく、こ
ういうことをずっとやってきて今日に至っており
ますけれども、最近ではやはり相当資金事情もい
ろいろございいますし、事業量によつては相当膨大
な資金も要る。また公庫の資金ワラも次第に拡大
をしてきたというふうなことも見合ひながら、大
きな団体に對する公営企業につきましても資金調
達を公営企業の公庫の貸し付け金でやっていくと
いうようなこともだんだん始まってきておるわけ

であります。これは全体の資金量との關係をにら
み合わせながらこれから進めていくということ
で、現在まあ考えておるところでございまして、
將來ともに大きな団体はそのまま振り向きもしな
いでやっていくんだということを考えてやってお
るわけではございません。むしろある面では次第
次第にそういうところも、公庫の貸し付け対象団
体に加わってきておるといふのが現状でございま
す。

○竹田四郎君 これは大臣ね、ひとつお伺いした
いんですが、大臣あまり競馬法、競輪法の内容よ
く御存じないようで、たいへん恐縮なんです
が、この収益金から、たとえば地方競馬協会、中央競
馬協会、こういうところ、あるいは自転車振興会
あるいは船舶振興会というのですか、あるいは
オートレースなんかの場合にも同じような振興会
というのがあるわけですから、それに一号交付
金、二号交付金という形で行っているわけが、
業界の關係に對する補助金的な役割でいって
るものが多いわけでありまして、二号交付金は、
社会福祉施設とか、あるいは体育関係とか、ま
あそういう關係に属しているのが多いと思ひん
で、大体資料によりますと、金額にいたしまし
て、大体半々くらいのように思ひますけれども、
しかし、いまの佐藤内閣の内政重視、人間性尊重
の立場からいいますと、私は一号交付金をもう少し
減らしていいのじゃないか。たとえば輸出振興な
んかの問題というものは、補助金の中で非常に大き
なウェイトを占めておりますが、輸出振興にして
も、最近輸入をもっと多くして、収支のバランス
をはかることが大切だというふうな方針に変わっ
てきているわけですね。これはひとつ大臣、大臣の所管
じゃございませぬけれども、一号交付金と二号交
付金の割合、その使途というふうなものも一回
洗つていただいて、そうして私は、かなり時代お
くれになつていふようなものの中にはあるよ
うな気がいたします。そういう点をひとつ洗つ
て、交付金の金額についても、一号交付金にどの

くらいの割合が適当なのか、二号交付金にどのく
らいの割合が適当なのか、二号交付金の内容もま
た洗つていただいて、この点はひとつ十分に検討
していただきたいというところをお願いしておき
たいと思ひます。これはいまここで大臣もお答え
することがおそろくできないだらうと思ひます。
ひとつその点はお願ひしておきます。
これは質問でございませぬ。私の要望でありま
すけれども、根なし草みたいな財源を当てにする
と同じに、私は本来政府の出資額をふやすとか、
何とかそういうふうな形でこの問題を解決するの
が至当であつて、こういうふうなことを当てにす
るというところは、むしろ全体として、ギャンブル
奨励というふうな受け取り方を一般国民はしてし
まうと思ひます。そういう意味で、現在のギヤ
ンブルですら良識人のひんしゅくを買つておると
いう中で、それを一そうオートレースであるとい
うことは、私はあまり感心しないことであるとい
ふ。しかし、そういう、じゃ現在のギャンブルを
一ぺんに一日にしてなくするということも、これ
は不可能なことであらうと思ひます。大臣もおつ
しやいましたように、ギャンブルのほんとうの意
味での大衆娯楽性、健全性ということにつきまし
ては、ひとつ佐藤内閣として十分御検討いただ
い、こういう金を当てるにしないでもいいように、
そして、そういうものをもっと健全化されていくよ
うに、そういうふうな御検討を切望いたしまし
て、私の質問を終わります。

○委員(山内一朗君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(山内一朗君) 速記をつけて。
午後休憩いたします。
午後零時四十七分休憩
午後二時二十分開会
○委員(山内一朗君) ただいまから地方行政委
員会を再開いたします。

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改
正する法律案を議題といたします。
休憩前に引き続き、質疑を行ないます。
質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。
○政府委員(長野士郎君) 午前中の委員会におき
まして、竹田先生から、ポートあるいはオートレ
ースについて場外売り場の設置がないのはどうい
う理由かというお尋ねがございました。關係各省
の意見を総合いたしました判断をいたしましたので
ございまして、競馬、競輪につきましては、先に発
足をしておりましたものでございまして、ポート
とか、オートレースの発足は遅れたわけではござ
いませぬ。そして、競馬、競輪につきましては、混
雑緩和、地理的な事情などの原因によりまして場
外売り場が設けられませんでしたけれども、ポート
オートレースにつきましては、場外売り場の設置
に至らないうちに公営競技の調査会の答申が出ま
して、答申の趣旨を尊重いたしましたので設置をし
ていない、こういう状況でございまして。

○説明員(佐々木喜久治君) 収益の歳入に對する
割合の高い団体ということですが、昭和三
十三年の実績から見ますと、二分の一以上を占
めております団体は二団体でございまして、それか
ら三分の一以上を占めております団体は十一団体
でございまして、いずれもこれは市町村のほうでござ
います。

それからお、先般、阿部先生からの御質問の
中で、基準財政需要額に對して二〇〇%以上の団
体というお尋ねがございましたが、そのときに
若干申し忘れたことがございましたので申し上げま
すが、四団体ございまして、東京都の青梅市、
静岡県の大井町、舞阪町、それから広島県の宮島
町、この四団体が基準財政需要額に對して二〇〇
%以上の市町村でございまして。

○竹田四郎君 いまのこれは自治省の、各省の意
見を総合した判断だと、こういうことで、どうも
的確な御指示ではないと思ひますが、しかし、
少なくとも片方のほうは場外売り場というものが
できた。で、ポート、オートレースの場合にはそ

二

の間に公営競技の調査委員会の答申があったという事は、少なくとも場外売り場というものはあまり適切でないという事を、文書の上にはあるかないか、私もそれをちょっと明確には見ておきませんけれども、そういう趣旨と判断——これは私の判断です。先ほどは自治省の判断ですが、私の判断です。そういうことからいいますと、まあ競輪場とそれからオートレースの場所というのはこれは同じような地続きのところで行なわれているのだらうと思うのですが、モーターボートは確かにこれは陸の上ではできませんから、水の上だということもあろうかと思うのです。むしろボートなんかの面ですと、観覧席等においても制約がある。こういうふうになれば、むしろ場外売り場のものは、収益的な立場から見ると、むしろそのほうが有利な立場がある、むしろ場外売り場から見て、場外売り場というのはいささか好ましい存在ではないかという事は認めたといつてよからうかと思うのです。そういう意味では、まあとりあえず、競輪にいたしまして、先ほどのお話で七カ所の場外売り場がある。こういうものもひとつ、まあなかなか全部を一挙にすばつとなくするというのもいろいろ問題でできないかと思うのです。ひとつこれは、畜産局長さんもおいでになっておりますから、中央競馬を含めて私はどうしてもこれは場外売り場をなくしていく、そういうふうな計画をやはり組んで、実際に、大臣が言っているように、公営ギャンブルの健全化というところ、どうしてもこれはひとつ計画の中に加えてもらわなければいけない、こういうふうに私は思うわけでありまして、これは強く要望しておきます。私の質問を終わりたいと思います。

○市川房枝君 初めに自治省の当局に、今度の法案を提出されるまでの経過を伺います。
○政府委員(長野士郎君) この公営競技につきましては、これを実施しておりますところの団体が本年度におきましても三百八十五というふうな団体でございまして、三千五百以上あります地方団

体からいいますと、非常に一部のものに片寄っておりますわけでございます。そういうことからいいたしまして、その収益金によるものの財政力や強める度合いというものを、したがって、一部の団体に片寄っている、そういうことからいいたしまして、他の団体の方面から、この公営競技の収益の分配が片寄っているという事は、はなはだ地方団体の運営の中で非常に不均衡、不公平がある、そういうことがあるから、その収益の均てん化をはかるべきであるという強い要請が多年続けられておたつたわけでありまして、そういうことを軸にいたしまして、公営競技にはほかにもいろいろ問題がありますけれども、少なくとも財政運営というふうな観点から公営競技を認める一つの理由にもなっていることであるから、そこで、均てん化の方式というのについていろいろの意見が関係者の間で提出されたわけでありまして。その中では、やはり全団体に及ぼすのが一番理想だといふようなことから、府県を中心にして、あるいは県単位——公営競技というものを、言ってみれば県が行なうて全市町村に均てんさせるか、あるいは県と全市町村と両方が一つになるような形で考えていくというふうな議論が非常に多く行なわれておるわけでありまして。しかしながら、これはやはり正直申し上げて、ある程度、一つの開催費という資格を持っておりまゝところの団体に均てんしては、その点でなかなか、そういう議論はわかるかといいたしまして、納得をいたさないわけでございます。そこで、そういう均てん化措置といふものは幾たびか考えられながらなかなか実を結ばないといふことになっておたつたのでござい

ます。そこで、いろいろと考えました結果、関係の方面の意見その他をだんだん集約してまいりました。結局、公営競技の収益の一部を全地方団体に均てんさせるような方式が考えられないかということから、地方公営企業の現在の運営の中で、資金コストが非常に高くなつてまいっておりますので、その関係の金利の引き下げということにそれ結びつけるということで考えていけば、おおむ

ね両方の要求というものが、公営企業という上下水道とか、あるいは交通事業とか、いろいろな事業の資金コストの引き下げにも役に立つし、また、それが住民の福祉サービスにも大いに利用されておるところでありますから、そういうものの金利の引き下げのために、収益の一部を無償で提供しておるわけですから、こういうことができないだらうかというふうな議論にだんだんなつてまいりました。そこで、均てん化というには、現実にはなお微温的だといふ御指摘であるわけですが、一応そういうことが次第に煮詰まっていまいまして、今日御提案申し上げているようなところへ結論が出てまいりました。そして、これを制度化していくというところをお願いしたい、こういうことで今日に至つておるわけでございます。その間におきましても、その納付金の割合でございますとか、それを何年間やるかといふことが悪いかといふふうないろんな紆余曲折がありました。大筋はそういうことで関係各省の御了解も得まして、そして今日御提案申し上げている、こういう状況でございます。

○市川房枝君 こまめくるのに自治省当局としては御苦労なすつた模様なんですけれども、その経過の中で、局長からもちょっとおことばがありましたけれども、いままで開催権を持っていますといふんですか、開催していったところは一つの既得権になつてしまつて、それでもう容易に放さないといふんですか、出さないような態度が強いのだといふことをお感じになつたのだらうと思つたのですが、これは今度ですけれども、今後もしやばりこれはなかなかおかし、もつとむずかしい、なるんじやないか。額が多くなればなるほどやばり出すのがいやになるでせう。その御感想はどうなんですか。
○政府委員(長野士郎君) 特定の団体に片寄つていふと申しますか、そういう関係になりました事実は、収益が非常に上がるからという点も確かにございまして、またそれ以外に技術的な問題もあ

りまして、全般的な問題もあつた。と申しますのは、一つには全般的には公営競技の關係において、調査会の答申もございましたし、これ以上積極的に奨励しなさいかぬ。しかしながら、その存在はある程度の意義を認めて、存在は認めるという現実論に立たなきゃならぬけれども、何といふんですか、正常化といふものと、その均てん化といふものはこれは考えていくべきである。こういうことになつてくる。したがって、全体の開催回数とか、開催場というものは、全般的にこれ以上ふやさないといふ一つの制約を受けておるかっこうになつておる。そこで、新しい団体がそれに加入するといふことを考えましても、それは一つのそういう意味の制約が大きいかぶさつておりますからなかなかそこへ話が煮詰まらない。それから、また競技を施行いたします上でも、やはりこれはある程度の経験なり、技術なり、管理能力といふものにつきては、特別な技術や知識を必要とするわけでございます。それからまた競技場の施設その他の問題もございまして。そこにも一つの制約があるわけですから。そういう全体のまゝ一つの体制なり、あるいはまた技術的な面なりといふようなものも加つてまいりました。やはり特定の団体といふものからなかなか抜けがたき状況は確かにございまして。しかし、それはいいまして、最近のものにつきては期限もつけておりますし、また条件もつけたらいいかと思つた。なるべく一部事務組合を使つて経営をするといふようなことにも、関係各省でも、私もともにそういう指導をいたしております。これも実は均てん化という方向の実質をなるべく与えていきたいといふことでもございまして、しかし、まあそれなかなかな現実には容易にすばつとした解決になつていないことは確かでございますが、本年におきまして、そういう意味で岐阜県、町村におきまして、たしか五団体を組合に新しく加入させることにつきては、関係団体の了解が得られまして、そういうことで組合加入町村がふえまして、これは開催の回数は同じでございますから、結局その売り上げをよそに分けるといふことがで

きたわけですが、そういう事情でこれからはもう均てん化の努力はいたしてまいらなければならぬと思ひますが、いま申し上げたようないろいろな関係がございまして、片寄っているという現実は御指摘のとおりだと思ひます。

○市川房枝君 御苦労の結果、やっと一応関係方面と協議が成立してこの法案が提出されたわけですが、そこでも、金融公庫に集められます納付金の額は、四十五年度、それから十年先まで継続するような法律になっていきますが、そのときの売り上げ総額と納付金額はどのくらいになりますか、その計算のしかたといひましようか、これは推定でしようけれども、それでけっこうですか、ちよつと伺ひます。

○説明員(佐々木喜久治君) 納付金額の推計は、これからの売り上げの推移等をどう見るかによつてだいぶ違つてまいります。それでまた、納付金の率につきましても、前にも御説明申し上げましたように、最初の五年間につきましても〇・五%でまいりたい、その後の五年につきましても、その時点において公庫の資金需要なり、あるいは売り上げの状況等を見まして一%以内の額で別に定めるといふことで、また納付の率があつたの五年間分はきめておりませんので、私も一応現在推定いたしておりますのは最初の五年間についてでございます。昭和四十五年度——本年度の場合におきましては、大体売り上げ額が一兆三千五百億、納付金の額が五十七億でございますが、このうち年度内に収入される額が四十七億というふうに推定いたしております。それから五年間の売り上げの総額は九兆七千二百億、そして五年間の納付額は約四百三十五億圓というふうに推定いたしております。競技場の施設も数が限定されておりますし、施設をむやみに拡大するというわけにはまいりません。そういうわけで施設の改善はつとめておりますけれども、現在の伸び率はや高い目になつてゐるんじゃないか、もう少し落ちついてくるのじゃないかというふうな推定も加えておりまして、大体最初の五年間は一五%ないし

二〇%の伸び率があるであらうというふうに推定した数字でございます。

○市川房枝君 その計算のしかたで、売り上げ高五億以下は納付させないのですね、五億以上だけですね。ところで、この金が公営企業金融公庫の資金として積まれて、それを公営企業のほうで利息を安くして回されるのですけれども、先ほどから御質問もありましたように、全国の自治体とすれば一体どれくらい借りられるのか、ほしきにはほしきだけ借りられるかどうか、きわめて疑問なわけではしようし、これでギャンブルをしていないところの自治体の不平と言ひますが、不平は大体これでおさまるとお思ひですか。

○政府委員(長野士郎君) 確かにそういう面での問題は私もなほあるかと思ひます。しかしながら、非常に徹底的なことになるかと思ひますけれども、やはり開催いたしております団体は、ほうから無償で納付をしてもらうというふうな現実問題を考へてまいりますと、やはりいまのような案がある程度両者の歩み寄つたところではなないだらうか、こういうことを考へますと、一応均てん化問題というものについては、これは将来長きにわたつてというわけにはまいらぬことも起こるかもしれないけれども、事情も変わつてまいりましようけれども、一応現在のところは均てん化問題はこれで一応のけりにしてもらいたい、こういうふうな考へております。

○市川房枝君 それは自治省当局の御希望と言ひますが、希望の御意見でしようが、なかなかそうおさまるまいと私も思ひます。ところで、市町村が公営企業をする場合には自治省の指定がなければだめですね。そう言へますか。競技の場合、指定がないとできないということになる、指定の権限をお持ちになつておる自治省の権威というものはたいしたものだと思うのですが、その指定をされる場合に基準といひますか、いままでやつていたところは一種の既得権みたいで、やはりつと引き続いて指定をされてゐるみたい

に思われるのですけれども、そこらはどうですか。

○政府委員(長野士郎君) この指定につきましては、各競技法で多少ずつニュアンスも違ひますが、多くのところ、競輪につきましては「人口、財政等を勘案」し、競艇につきましては「人口、財政等を考慮」する、こういうふうな言い方で多少ニュアンスは違ひますが、大体同じようなことを法律としては意図されておると私も考へております。そこで、指定を必要とする理由は財政事情を中心として考へていくことに相なるわけでございますが、この場合に、全般的な収支の状況でありますとか、財政力指数でありますとか、経常収支率でありますとか、税の徴収ぐあいでありまして、あるいは今後三年間の建設事業の必要量等を勘案するということになつておるわけでございます。そこで、そういうことを勘案しながら指定をしてきたということに相なります。相なりませんが、その状況が変わつてしまふ、すつかり前提が変わつてしまふということであれば、引き続いて指定をするという必要は、期限つきのものでない限りは少なくない。それから、期限のない指定がすつと前にでき上つてゐるところもございまして、そういうところでも、現実的な事情がなくなれば、指定の取り消しということとは理論上は一応可能と思ひます。ただ、そういう団体の状況は個々には必ずしも一様ではございせんけれども、やはり多くのところが人口急増地域に該当するところが非常に多ございまして、従来の需要とは違つた原因ではございまして、建設的な経費に多額の投資を必要とするというふうな状況がますます続いております。そういうところでは、やはり指定をしておくというふうなことは、やはり指定をしておくというふうなことは、著しく災害を受けた市町村が指定が受けられることになつております。そこで、その災害につきま

を見ました場合には、次の指定はいたさない、こういうことにいたしております。その点は競馬においては明確に取り扱いが行なわれるようになっております。四十五年度の場合におきましては、石川県の八市町村につきましては、そういう事情がなくなりましたので指定の継続をいたさなかつた、こういうことになつております。

○市川房枝君 競馬のほうでの指定は災害——これは確かに競馬法にそう書いてあるわけなんです、しかし、その災害の理由がなくなつたところでも、これはまあほんとうにはつきりした理由はわかりませんけれども、たとえば東京都の二十三特別区においては、品川区は競馬場の所在地ですから、これは指定を受ける権利を持つてゐるわけですから、ほかの二十二区はそういう理由がなくなつたわけなんです。ところが法律を改正して、その品川区の上に乗つてやつて今日も統けてゐるというわけで、これは一体どういふ理由なんですか。これはもちろん、自治省が指定をしておいでになるわけだと思ひますが、それはどうなんですか。

○政府委員(長野士郎君) 都の特別区につきましても、先生の御指摘のような御意見ももちろんあるわけでございますけれども、特別区二十三区といふものを一体的に考へる考へ方も実は一つあるわけでございます。そういうことと同時に、特別区におきましても戦災復興という時代はとうに過ぎたことは当然でございまして、同時に、しかし都の中心部に位置するところの区の財政需要、住民の生活に密着して、どうしても整備が必要で、公共施設といふものの需要といふものは、なおなお、ますます大きなものがある状況でございまして、区によつて状況は違ひますが、概して言へば同じような状況が続いておるといふことが、やつぱり言えるのではないかと、そつといたしますと、やはりそういう趣旨を含めて、特別区に特別な制度が開かれたと、われわれもまあ受け取つて運用を考へていかざるを得ない。そつといたしますならば、やはり指定を續けていくと、当分の間

ということでございますけれども、当分の間を統けていくということで現在に至っております、こういうふうな御了解をお願いしたいと思います。

○市川房枝君 いまの特別区の問題は、これは自治省の責任ではなくして、それは国会のほうに責任でしようけれども、そういう法律を改正したところに問題があるんですが、とにかくその指定をなさるときに、そういう理由をちゃんと書いてなさいませんか。何も理由を書かないでしようか。それ、どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) この指定は、自治大臣が直接関係の団体との間で指定をするというわけでございます。市町村から都道府県知事を經由いたしまして進達をしていくというふうに相なっております。

で、事実問題といたしましては、各都道府県におきましてその申請者との間の状況の調査なり、意向の調整なりということを経まして、そういうふうなことで都道府県知事が指定を是とするという形で持っております。したがって、指定をいたしておるわけでございます。したがって、この判断の実際は都道府県の段階で、この選別と申しますか、そういうことを実質上はお願いをしているというふうでございます。

これはいづれにいたしましても個々の市町村間の問題でございますので、やはり全体としての常時指導なり連絡調整に当たっている都道府県の役割りというものを尊重することが事務を円滑に処理するうえでもございまして、そういう形でいたしております。いづれもそういうことの結果、実質上は都道府県知事が指定を是として進達いたしておりますものについて指定をする。こういう形で処理をいたして今日に至っております。

○市川房枝君 そすると、指定には実質的には自治省は責任はない、都道府県にある、こういうことに承知をいたしたわけなんです。四十三年度の決算額について、決算として基準財政需要額に対する収益金額の比率、分布状況、これは先ほど、前の委員の方からも御質問があったんですが、前でも、その市町村においては二〇〇%から二〇〇%をこえるという団体が二十三あるわけですね。ことに、二〇〇%をこえる四団体については、それはその場所も先ほど御質問があったんですけど、それ、どういふのはどうも私がしろうとのせいで、了解しにくいんですが、自治省はこういうのも都道府県から申請があれば、それをお認めになつていくということですね。

○政府委員(長野士郎君) 確かにいま御指摘のありましたような、基準財政需要額を大幅に上回るような団体がございまして、またそれなりに昔からの非常な沿革等がございまして、そういうことがありまして、また期限のついでにないような団体が多々ございまして、その点では大ざっぱに申しまして、ある程度こういうところは既得権化しているというふうなところの一つの代表的と言っちゃ語弊があるかもしれませんが、事例だと思っております。この点についての均てん化の調整というものは、都道府県を中心にしていろいろ努力はしておりますけれども、現在のところそれが十分な形になっていない。これはもう正直に申し上げて、こう申し上げざるを得ないと思っております。

○市川房枝君 さつき御報告のありました四団体、一〇〇%から二〇〇%をこえている団体がどんな状態か、その金をどう使っておるかということ

はちょっと私わかりませんが、ただ広島の高島については、下水道が全部完備しているという話をちょっと聞いたことがあるんです。それから青森については、実際私行って見て、青森にはすばらしい市役所の建物ができているんです。一体どういふことにその金が使われているのか。これは前の委員の方からも御質問があったようでした。指定をなさるときに、理由が書いてないんだが、府県を信用するんだということだと、やっぱりその使道、どう使ったかということにも制約がないんですね。これは法的にもないんです。そうすると、このギャンブルによる収入が必ずしも必要ないところ、やむを得ざることに使われているかどうかというのはきわめて疑問に思いますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほどの先生のお尋ねの中で、私もよく正確を欠くようなことを申し上げましたが、いまの四団体、青森はやはり指定をしてありますが、ほかのところは自転車とか、競輪に關しましては期限がない。もう初めからずうと指定というか、当然にそういう地を持つておるようなところになっているところが多いようでございます。そういうこともありまして、いろんな競技施設の沿革というものが相当影響しているというところもひとつ御了解をいただきたいと思っております。この競技の収益金の使途の状況を整理してみますと、一番多く使っておりますのは土木費でございます。この内容は公営住宅の關係の資金に充てておる、地方負担に充てておるというのが一番多いようであります。それからその次は学校の建設、敷地の購入、増築等といふようなものに一番多く充てておると思っております。四十三年度におきまして土木費關係に充てておりますものが四百六十一億、教育關係に充てておりますものが三百三億ということになっております。一番多くのものはそういうところに充てておりますが、中には先生御指摘のように、下水道の管理などは私はこれは非常にけっこうな仕事

だと思っておりますけれども、庁舎その他に充てている批判を受けておるものがあるではないかという御指摘をいただいたようでもあります。多少そういうところにも施設整備という形で充てておるところもそれはあるかと思っております。

○市川房枝君 ギャンブルの金の使途をいま御報告いただいたように、いま種類別で報告が出ておりますね。それを拝見すると、まことにけっこうなような数字になっておりますが、はたして実際そうかどうかというところはちょっと疑問な点があるんです。実は私、二、三日前に埼玉県の草加市へ参りまして、市長はじめ市の議員の方とちょっとギャンブルの問題についていろいろ話を聞いたんですが、草加は人口が十一万人、戸田のほうは近くにあつて、そこは六万人。戸田のほうはギャンブルで収入が相当多い。草加も少しこのごろ組合に入つてきたらしいんですが、その十一万人の草加のほうで予算三十億で、戸田のほうで二十七億なんだ。この内容はよくわからないんですが、その戸田のほうは非常に金が多つていんだ、こういうことを草加のほうは言うんです。その実例としてあげられたのは、草加のほうは庁舎を四階にしたかたただけで、金がないものだから三階にした。ところが、戸田のほうは最初十一階の建築をすることを計画したところが、自治省からしかられて、それで八階にしたんだという話でした。それから、たとえば職員給料も、草加は選管の委員が月四千円なのに、戸田のほうは倍額の八千円払つていまして、それから選管の書記長も、草加のほうが戸田より一万円低いんだ、吏員の待遇にもそういう格差が出てきているわけなんです。いや、隣に川口市というのがあるって、ここはギャンブルで収入が相当に多いらしいんですが、その川口市では、この四十五年度に一千万円の予算をとつて、そして吏員の人たちの大阪の万博見物に行くことを予定しているんだそうです。それで草加なんか誘われたらしいのですけれども、とんでもない、うちはそんな金はないのだといって断つたのだと、こう言う。だから、

自治省は責任はない、都道府県にある、こういうことに承知をいたしたわけなんです。四十三年度の決算額について、決算として基準財政需要額に対する収益金額の比率、分布状況、これは先ほど、前の委員の方からも御質問があったんですが、前でも、その市町村においては二〇〇%から二〇〇%をこえるという団体が二十三あるわけですね。ことに、二〇〇%をこえる四団体については、それはその場所も先ほど御質問があったんですけど、それ、どういふのはどうも私がしろうとのせいで、了解しにくいんですが、自治省はこういうのも都道府県から申請があれば、それをお認めになつていくということですね。

ギャンブルをやっているところは金があつて、そういうふうな、むだだということもないかもしれないが、従業員の待遇がいい。そこで、隣同士の自治体で非常な格差が大きくなつていくのだ、これは一体どうしてくれるんだというのをしきりに言つておりましたが、そういう事実をお認めになりますか。

○政府委員(長野士郎君) おっしゃいますような事実は私も詳しく知りませんのでございませうけれども、そういう格差がある。隣が公営競技を実施してある、自分のところは実施していない。その格差についてのいろいろな議論というのは確かにございませう。これがいわゆる均てん化問題というものの一番の素朴な気持が反映されてくる一つの理由でございませう。そういうことからいいますと、この均てん化というものはほんとうに微温的だということをおしかりを受けるかもしれません。先ほど来おっしゃいますように、やはりこの公営競技を実施しておりますところも、そういうことを言つて競技のほうにえらい肩を入れるような感じにお受け取りになるかもしれないけれども、やはり実施をするところは実施をするところなりの苦勞なり、またいろいろな環境整備なりというものも必要になつてまいりますから、そういう意味での住民の理解とか協力を得るということも近ごろだんだんむずかしい時代でございませうので、そういう苦勞もあるわけでございます。そういうことでただふところ手をしておつてそういうものが入つてくるというわけでは必ずしもない。それなりの苦勞もいたしておるわけでございます。私どもも均てん化という、大筋はできればいろいろな状況の中で考えていかなければならないと思ひますが、現状においてはこの辺のところになつてしまつたということでございます。いまおあげになりました草加は、これはまあ最近非常に人口が伸びていきましたところでございますが、戸田とか、川口におきましても、これはもういわゆる近郊都市として非常な膨張をいま続けておるわけでございます。幾ら収入があつても足りないとい

う現状だろうと思ひます。したがひまして、そういうことで、この収入が一般の経常的な支出のさざえになつていくという御指摘を多少受けたような財政支出があるというふうなお話でございます。私もそれはそういうことは、これは誠に慎しんでもらなければならぬ、そういうことにならないように、そしてそういう運営によつていろいろと批判を受けることのないように、これはまあ私も今後ともそういう団体に對しましては十分自衛するように指導は強ういたしてまいりたいと思ひます。

○市川房枝君 どういうふうなギャンブルの収入を使つておるかという点の実態を、ギャンブルをしていない自治体との間で比較して、たとえばいまのような吏員の待遇なんかも違つておるのだというふうなこともなんかの私は總調査をひとつほしいのですけれどもね、これはまあそのために、今度の法案を均てん化するためのささやかなこととか、案だというふうな御発言もありましたけれども、私はこれは非常に地方の自治体にとつては重大な問題なので、何とかお考えにならなければならぬのじゃないかと思ひますが、まあ私は、本来そのギャンブルの収入を自治体の財源にするということには反対の立場をとつておるわけですが、しかし、まあその格差の問題は私は考えていただけなればならぬ。これはやはり草加へ行つて、向こうから聞かれた問題ですが、その指定を自治省が個々の市町村というか、府県を通してすけれども、指定しておいでになるけれども、それをやはり県に指定をまかせてもらつて、そうすると、県が適当に県下の市町村の実態を調べて指定するといふか、配分するといふか、そういうふうにしてもらへばいいと、こういうことを言つておりました。これはまあ再配分の一つのやり方と思ひますが、その県というのでなく、それだとやはり現在の偏在を幾らかその県内においては是正するかもしれぬけれども、国全体としての偏在は、それはそんなことじゃできないと思ひますけれども、ギャンブルの収入をもし地方財源とし

て認めるという立場ならば、やはりそういう問題をお考えなければいけないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) これは先ほども申し上げましたように、実はこの指定の問題になりますと、実質的には県の市町村間の調整というものの結果を私どもは基礎にいたしまして考えておるわけでございます。現在までのところ、県がこうしろといひましたものを、私も、いや、そうしないのだといひた事例は実は一つもないのでございませう。実質的には県の中での調整の努力を県知事以下のところに依頼しておるといひます。か、強くそういう均てん化の方向への何といひますか、実現を要するところを均てん化の方向へございませう。これはやはりいろいろな関係、事情があると思ひますが、なかなか、少しづつは――まあほんの少しは出てきておりますが、どうも思ひ切つたそういう均てん化の実がなかなか上がらない、こういう状況に立ち至つておりますけれども、私も、私も今後粘り強く府県、各省と一緒になりまして、そういう処置の方向に向けてまいりまして、格差を少しでも少なくするといふ方向には、これはぜひ持つていきたいと思つております。

○市川房枝君 いまそのギャンブルの均てん化といふことは非常にむずかしいとおっしゃいましたけれども、これも私はなかなかむずかしいだろうと思ひますが、そういう方向じゃなくして、私はすぐそれを簡単にできる方法があると思ひますが、それは交付税の配分の際に、ギャンブルによる収入は計算にお入れになつていないのでしょ。全然それは別個でしておいでになる。だから、ギャンブルをやつておる自治体は、交付金は交付してもらつて、そして別にギャンブルの収入が入つてくるというのだから、それだけ収入が多くなるというわけだ。だから、ギャンブルの収入も税金と同じように収入として加えて、そしてその上でその不足分を計算する。そして交付金を配分するといふことにすれば、そこである程度の均てん化が出てくるのじゃないでしょうか。なぜ交付金の配分の際にギャンブルの収入をお考えにならないのかという点が、どうもしつうとかもありませんけれども疑問なんですけれども、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) この収入につきまして均てん化といふことを考えます場合に、確かにお話をうな方法には私はないと思ひます。そういう意味で交付税制度といふものを軸にいたして均てん化をするといふこともあり得ると思ひます。しかし、公営競技の収入は事実問題としましては相当長い間の収入になつておる、実績といひますか、そういう事実はございませうが、元來この公営競技の収入というものは、収益といひます。収益といふものは、本質的にいひまして安定したものでも普遍的なものでもなく、そしてそれを地方団体の公の収入として税と同じような形のものとして財政調整をするといふことは、やはり問題がありはしないかといふことになりまして、また同時に、不交付団体との関係におきましては、そういう制度をとるといふことも事実問題としてできないわけでございます。そういうことがございませうので、均てん化の方式として交付税制度を用いて均てん化をするといふことは、やはりもつと考へてみなければならぬといふところへ突き当たつたわけなんです。そこで、今度考へましたのは、やはり収益そのもの、こういうものの収益はある程度補充的なものとして二次的に考へざるを得ない。その二次的なものをどうやって均てん化の方向の効果をあげるようなものに持つていくかといふことで措置をしていきたといひ、こう考へておるわけでございます。また従来とも、それは言ひませんが、そういう収益の非常に多い実態を持つておるものでございませうから、交付税の際に、特別交付税等の配分等にあたりまして、あるいは地方債等を措置する場合にはあたりましては、現実のそういう収入の多寡といふものはある程度考慮に入れながら調節はいたしております。しかし、一般的な制度としてこれを考へて

いくという事は、これは財産の性質上、地方税その他の収入と同じように扱ふことはどうもやばりその本質にそぐわない、こういうことが言えるわけでございます。そういう意味で、交付税制度を使いながら完全な調節をするということには踏み切り得ない、また、性質として踏み切るべきものではないということで今日に至つておるわけでございます。

○市川房枝君 特別交付税でまた調整をしているのだという事は、前にも一応答弁で何ったことがあつたんですけれども、特別交付税というのは六割ぐらいでしよう。金額にしてはわずかなんで、調整するという事に入らないといつてもいいわけだと私は思うのです。交付税の中では、ギャンブル収入というものは、税金のように安定しない、固定しないから扱えないとおっしゃつたのですけれども、ギャンブルを始めてからもう二十年以上たつてゐるわけですから、あなたのほうは今度は十年のこの法律をお出しになつてゐるのじゃないですか。それがやまつたら途中でやめればいいんであつて、安定しないという理由はどうも私には受け取れないのですけれどもね。その入れないという理由が納得できないのですけれども、どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) これはどうも繰り返すやうで恐縮でございますけれども、やはり公営競技というものの性質にかんがみまして、これを地方財政の中で安定した収入、公の収入として扱つていくということはやはり本質的な問題にかかわるということ、これは私は当然考へていかなければならないと思つてございます。そういう意味で、また同時に、公営競技を実施してありますところの団体というものは、ざつとばらんに申しましても非常に偏在をしてゐる。そういうことがありまして、よけい偏在についていろいろと措置が考へられるべきじゃないかという御意見もわかるわけでございます。また逆に言へば、偏在しておるだけに、そうしてまたこういう性質の収入であるだけに、地方財政の基礎の収入として加へ

るといふことにも問題がある、補完的なものである、本質的な収入として考へるということにはやはり問題がある、こう考へざるを得ないと思ふのでございます。まあ、そういう観点から、わずかな調整しかしてないという御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。しかし、そういうことの中でも、置かれておりますところの公営競技実施団体の相当多くの部分は、極端な例もございまして、一般的に言いますならば、やはりいまではほとんど大多数のものが人口急増地域の都市を中心にして行なつておるという状況でございます。そこで、そういうものの急増する財政需要というものに非常に努力をしておる実質もあるわけでございますから、そういう都市の施設を中心にした整備にこの収益が投入されるという事は、ある程度競技法の本来の趣旨に適合しておるのではないかと、こう考へておるわけでございます。

○市川房枝君 ギャンブルの収入を本来の地方財政の財源として認めたくないのだ、本質的にはとりたくないのだという御意見には賛成なんです。私も当然そうあるべきだと思つたのです。それはいいんですけれども、しかし、それは表向きの理由であつて、それじゃだんだんそういうものをなくしてやめていくのかという御質問に対しては、さつき局長は、何だかあまりはつきりした回答をなさませんでした。大臣のほうはかろうじて、将来はだんだん減少の方向に持つていくといふことを最後にちよびつとおっしゃつたのです。だから、実際はやはりその収入は必要だといふか、あつていいといふふうにお考へになつてゐるらしいのですが、そのあたりの、現在ギャンブルをやつてゐる自治体は人口が急増し、環境の整備が必要なんだ、そのために金がかかるから当然だといふか、やむを得ないといふか、何だかそういう御意見ですけれども、これも私はおかしいと思ふのです。大体、大都市近郊の自治体における人口の急増だとか、あるいは環境の整備とか何とかといふものは、その自治体の責任じゃありませんわ

ね。それは人口の移動といふんです、人口が移動すれば、やつぱりそれに対する環境の整備を国全体で考へるのが当然であつて、それをその自治体の責任におつつけるといふのは私はさういふおかしなと思ふ。そういうのに対しては当然国がめんどうをみるべきだ、国の費用を出すべきだ。で、それを自治体に押しつけられるために金がかかるからというのでギャンブルを奨励するみたいなことになつてゐる、自治省としてはさういふおかしな思ふのです。どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 確かに、人口が急増していくという現実、都市自体の責任に転嫁するのはあまりに問題が大きいといふことは私も痛感しております。が同時に、現在の流動している状況の中で、本来ならば抜本的に国なり地方の事務配分なり、財源配分といふことも考へながら措置をしていくべきものだと思つておられますが、またそういう努力も続けなければならぬわけでございますけれども、現実、多くの人が集まりまして、そして住宅の建設、道路の整備、上下水道の関係の整備、義務教育というやうなものについて需要が差し迫つて、日々大きな要請となつてあらわれてゐるという現実が目の前に大きく立ちだかつておるわけでありまして、そういう問題を考へてまいりますと、そのやうな抜本的な対策というものももちろん講じていかなければならないわけでございますけれども、現実の需要に少しも追いつくためのこゝでこと申しては失礼でございますけれども、そういう収入がある力を与えるということも事実でございます。また、公営競技法の考へ方も、そういう地方財政の状況なり事情というものを一つの重点に置いておる関係もあるわけでありまして、そういうところにつきましても公営競技をずっと続けてゐる現状をずっと打ち切るという事は現実には即さない面がある。また同時に、財政措置として私どもも年々急増地域についての財源対策を考へてきておるつもりでございますけれども、これはやはり一般的に、そういう地域について全体としてはさう

いふ考へ方をとつてまいるというわけでありまして、さういふ、これだけの財源を振りかへて充当するといふことはなかなかむずかしいわけでありまして、そういう意味で、現実問題に対する処理というものが十分行なわれないのじゃないか。そのゆゑにさういふものがある程度認めざるを得ぬだらうという御指摘は、さういふ点は全くないとは私も申せませんが、やはり現実の必要との両方かね合ひで、公営競技の収入というものがさういふ整備のために充当されるということも、全く大賛成というわけでは申しておるわけではございませんけれども、これもやむを得ないものだというふうに考へておるわけでありまして、自治省としても、決して競技を盛んにならしめる、回数もどんどんふやしてというやうなことを考へておるつもりは毛頭ございません。それからまた競技を行ないます団体は、団体の住民なり議会なりの一応の了解を得なければ競技の継続といふことも行ない得ないわけでありまして、さういふ意味で、この法案で十年間といふことを書いておられますが、私も決して十年間公営競技の存続をオーソライズしようという気持ちには持つておりません。それは個々の団体がその競技の続行をやめたいといふことであればそれでけっこうであります。さういふことがおこつておる間は、その収益の一部を均てん化のほうに回す、これだけのことを考へておるわけでございます。それぞれの団体の自主的な判断というもので、その継続なり廃止なりといふものの第一義的な最初の基本的な考へ方はそこから始まつてくると思つておられますので、これをつくつて十年間絶対に盛んにさせる保障にするというやうなつもりは決してございせん。現実には立脚して均てん化が続きまして、均てん化のことを少しも行ないまして、多少の格差は正に役立てたいと、さう考へておるわけでございます。

○市川房枝君 さつき通産省ですか、宮島の場合は自治省は関係はない、最初からずっと続いて期限なしといふことをおっしゃいましたが、通産省

ですか。あれは競艇ですね。そうすると、運輸省の方はいらっしゃいますか。どういふことになつておりますか、運輸省のほうは。競艇は期限をつけなくて初めて許したところがずっといつまでも継続できるんですか。

○政府委員(佐藤美津雄君) 公営競技につきましては、先ほど御説明いたしましたように、期限のあるものがないものがございますが、宮島につきましては期限がございます。

○市川房枝君 それは法の上ではそうなっているかもしれませんが、そうすると、それこそ既得権になつて、自治省の局長は下水けつこうだとおっしゃいますが、しかし、大都市で下水ができていないのに、あそこだけできるのは、けつこうには違ひないが、非常な格差といふことになつて、私はあまり望ましくないのではないかと思ふんですが、そういう一種の既得権としてずっとそこが競技を続けていく、こういう方針はそれでいいとお考えなんですか。

○政府委員(佐藤美津雄君) 三十六年の公営競技調査会の線に沿ひまして一応実施しておるわけでございますが、先ほど財政局長からお話がありましたように、その施行者及び都道府県の判断によりましてこれをやらしておるといふふうに考えております。

○市川房枝君 その問題はまた問題があります、それは省きまして次に進みます。

いまも三十六年の内閣の答申によりとおっしゃいましたけれども、自治省のほうももちろん内閣の公営競技調査会の答申の線に沿つてやつておいでになるのですか、競技については。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○市川房枝君 そうすると、その答申の六の(四)にこういふのがありますね。「一部の地方団体においては、その財政が公営競技に強く依存しているのは好ましくないことであるので、国及び地方団体は協力して出来るだけ早く、かかる事態をなくすよう努力すること。」、こういう一項目があります

けれども、自治省はなすようにといひますか、努力をどのようになしておいでになつたのか、その努力の具体的な事実がありましたら伺ひたい。

○政府委員(長野士郎君) この関係の答申の線に沿つて自治省並びに関係各省でいたしております。この一番大きなのは、先ほど申し上げました組合化でございます。組合にいたしまして加入団体を少くも広げてまいり、そしてそれによつて均てん化の実をあげたいと、こういうことでやつておるわけでございますが、お示しのとおり、期限のあるところではそういう条件が実はつけやすいのですが、期限のない、昔指定を受けたところにつきましても、それはなかなか実行がしにくいといふ現状であることは、先ほどの広島県の場合におきましても、これは宮島町ばかりではございませぬ。大竹市、大野町、この三つの町が二十九年に宮島競艇施行組合という組合で競艇を実施しておるわけでございます。こういうところにつきましてもなるべく加入を廣げていくといふことは、これはいままでも関係者についてしんぼう強く説得をいたしておりましたが、この関係についてはまだなかなかそういうことが実現してない。しかし、今後ともそういうことをやりながら均てん化をしていくことによりまして、特定の団体が、この答申にありますように、公営競技に強く依存するといふ状態をなるべく避けていきたいと、こういうふうに考えております。

○市川房枝君 均てん化と、それからだんだん地方財政がギャンブル収入に依存するといふことはちよつと違ふと思ふのですが、なるほど、その組合といひますか、組合といふことになればそれは均てん化するでしうけれども、しかし、それはやはりそのギャンブルの収入に地方の財政が依存するといふことは変わりがないといひますか、そのギャンブルの収入がだんだんふえるにつれて依存する度は強くなつておる。だから、私はいまの項目は地方財源がギャンブルの収入に依存する。それこそあなたがさつきおっしゃつた表向き交付税の計算の場合に、それをばつかりと地方

の収入として認めることをちやうちよするとおつしやつた、その趣旨には合つていないと思ふのです。だから、むしろ自治省としてはだんだんこれを少なくしていき、財源に依存しないようにしていくといふことが私は当然趣旨に沿ひゆえんだと思ふのですけれども、どうもそういう点が自治省の態度には見られない。非常にギャンブルの収入によるのは安易だ——非常に骨が折れるとさつきいろいろおっしゃいましたけれども、それは新しい財源を見つけてそれを徴収するのがずいぶん骨が折れるので、それはギャンブルによるあぶく銭集めは、それで金が入ってくるから、それに対する少しの苦勞は何でもない。だから、必要な経費はそれから引けばいいから、だから、またやばい非常な地方の財政といひますか、地方の自治体をむしろ毒することになる。こういうふうに実は考へておるのですが、まあ自治省の態度、大臣おいでになりますので、大臣にもう一ぺんその点を確かめたかたつたのですが、もしそれに対する返答が何えたらお願いいたします。

○政府委員(長野士郎君) 先生いま御指摘になりましたけれども、確かに公営競技調査会、この調査会の答申は基本的に公営競技の存続は認めて、それなりの存続の意義を考へておられると私は思ひます。ただし、これを積極的に奨励するといふようなことはいたさないし、同時にまたそれに伴う弊害といふものをできるだけ除去していき、こういう考へ方に立つて、そこでいろんな提案をされておるわけでございますが、その中で一つ地方団体間の問題としては、いわゆる収益の均てん化といふことをひとつ考へて、軸にして答申がされておると私は受け取つておるわけでございます。もう一つは、競技の存続を認めるという立場でございます。ここにひとつ御異論もあらうかと思ひますが、しかしながら、その健全化といひますか、そういうものを一つの柱にいたしまして考へてこういふことになつておると思ひます。そこで、その線で考へてまいりますときに

は、この答申のこの部分も、交付税措置の中に取入として加えてしまふといふことを答申してゐるとは私どもは受け取つて実はいないわけなんです。いま申し上げましたような存続を認めております立場でありますから、その均てん化をなるべくはかれといふ考へ方での答申であり、また公営競技全体を健全化していく方向にぜひしろという御答申だと思ひます。しかし、これを離れまして考へました場合には、そういうことではいかぬ、むしろ全体として公営競技の収入に依存することを地方財政の立場として切り離して、いくことに努力しろ、こういう先生の御意見、お立場だと思ひます。これも一つの私の私どもは確かにそういふごりつばな御見解といふものは常時あることであります。私どもでもできます限りその線に沿つていきたいと思ひます。現実との両方の調和といふものを考へますと、現在のところでは均てん化、合理化といふところを強く進めていくといふ現状以上には奨励はいたさない。そして弊害はできるだけ除去するようになつてつとめてまいる、こう考へております。

○市川房枝君 時間がございませぬけれども、もう一つ、三十六年の内閣の答申に対する解釈が、これをすなおに読んだ場合と、いま局長がおつしやつたのとでは少し違ふと思ふのですが、その議論は時間がかりますから省きます。

最後に伺ひたいこと、これは自治省並びにきょうおいでいただいたおられます農林、運輸、通産の当局から伺ひたいのですが、今度の法律はギャンブルでもうかつた金の上前をちよつとはねて、金融公庫で集めてそれを今度貸し出すといふんですが、大体ギャンブルでもうかつた金の処分のことだと思ふのです。これも私も申し上げてゐるんですが、これでも、大体ギャンブルでもうかつた、どのくらい利益があるかといふことは数字的にも出てくると思ふのですけれども、ギャンブルでもうかつたのはやつぱり損をする人があるからもうかるのであつて、別にそこに生産的な何ものもないわけなんです。その損をした人たちが、そういう人たちが一体どういふ影響を受けているのか。そ

のために犯罪を起こすものもあるし、それから損をした人の家族がそのためにずいぶん困っている。いわゆるギャンブルからの直接の被害者、その最も被害の大きいのは私は婦人だと思ふ。だから、婦人はギャンブルに反対をしているという現実でございまして、一体そういう人たちの調査は自治省に何かありますか。そういう損をした人、被害者という人、そういう人たちのことは一体頭にお持ちになっておられますか、どうですか。それも自治体の構成員であり、国民なんですけれども、それはいかがでしょう。そういうことは自分たちのほうに役目じゃないんだと、こういうことですか、どうか、まず自治省から。

○政府委員(長野士郎君) 私ども、いままでそういう関係のものを私どものほうで直接追跡調査のようなことをしては実はいないのでございましてけれども、そういう関係の資料として必ずしも適切かどうかはわかりませんが、昭和四十年の家庭争議と申しますが、そういう調べがございまして、家庭争議——と申しまして、離婚申し立て調べ、離婚申し立ての理由というのがあるわけですが、そういうのを見ますと、総数において妻が申し立てた場合というので一万八千六百九十二件、その中でいろいろ理由がありますが、その中でギャンブルに近いと思われるものはかけごと、申し立て一万八千件の中、かけごととは六百五十二件、そのほかには不貞というのが四千四百二十一といううなことがありまして、あるいは酒乱、飲酒が二千四百三十三ありまして、それだからといって弁護するわけではございませぬけれども、この点から見れば割合はかなり低い。夫の申し立てておりますものの中にもそういうものはありますが、その中でも不貞は千二百三十三件、夫の尊属との不和千二百八十六件というのがずっとありまして、かけごとというものは、このときだけでございまして何とも申し上げられませんが、二十三件というふうになるのでありまして、まあ特にそれで非常なと申しますか、たいへんなことになっておるといふことは、必ずしもこれを見ます

限り言えないのではないかと。これは何も、こんなことを申し上げるとおしかりを受けるかもしれないが、競馬、競輪にぜひ行つてくださというのを申しておるわけではございませぬ。あくまで本人の自由意思でお酒を飲んだりいろいろいたしますのと同じような関係でございまして、やはりそういう射幸行為的なものが好きな人は、まあこういう機会がなくても、ほかのことでもそういうことをおやりになるということではないか、しかし、全体を見まして、いま申し上げた資料はそういう関係のところはそれほど多いとは必ずしも言えないというふうな、これはいい資料だということでも申し上げるわけでもございませぬし、かけごとを奨励したいという気持ちで申しておるわけではございませぬが、そういう資料があることだけを申し上げておきます。

○市川房枝君 私の時間が参つたのですが、大臣がおいでになりましたから、私、大臣に一言だけ質問を許していただきたいと思ひます。それで終りたいと思ひます。

大臣、先ほどから今度の法律及びそれに関連してのギャンブルのこと、主として長野財政局長からそれを伺つたのですが、自治省のといひますか、あるいは政府の現在のギャンブルに対する基本の方針が、大体三十六年の、内閣に設けられた公営競技調査会の答申によつておいでになるのではないかと考えますけれども、この答申には三十六年のとき、その時点においての決定でございまして、それから関係のそれぞれの法律は三十七年にできていますと思ふのです。ですから、それよりも一年あとでなければ、しかし、やがて十年近い、その間に日本の情勢はずいぶん変わつてきておりますし、あるいはギャンブル人口も非常にふえてきているといひますか、私はもう一ぺんギャンブルの問題については、先ほどからも委員の方々の御質問も伺つておりました、政府として再検討をすべきときがきているのではないかと。そして、もしこれを大衆娯楽として必要とお考えになるなら、いかにして健全な大衆娯楽にするの

か。地方財源としてのギャンブルの収益、もう終戦後二十五年もたつていまして、税金もずいぶんふえてまいりましたし、再出発すべきときではないかと思ふのですけれども、大臣、国務大臣としてこの問題のひとつお考えをいただきたいと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) ギャンブル、公営競技に対するこの法律を提案するにあたりまして、基本的に公営競技のことにつきましていろいろ考慮をいたしたわけではございまして。ただいま御指摘のありました内閣の、この問題に対する調査会の答申からすでに十年近くたつておりますので、まさに再検討すべき時期でもございまして。しかし、戦災都市からの脱却はできませんでした、同時に過密過疎の問題を生じまして、大都會における人口の急激なる集中、これに対処するいろいろな財政措置、それに関連する財源の問題が新たに問題に浮かび上がつてまいりました。これらの点を考えますと、もちろん、これに対処すべき行政の措置はそれ相当に考慮しなければなりません。同時に、この公営競技の収益金の均てん化の問題も、この際等閑にもちろんできない問題であると同時に、一つの財源であることはいないない実情にございまして。これらの点を考慮いたしまして、基本的には三十六年度に出されました答申の趣旨によりまして、今後これが奨励はいたさない、しかし、これが弊害というものは、施設の改善あるいは事業措置のくふうにおきまして、その他、選手の人格向上、陶冶という点につきましても十分配慮をしつつ、これが大衆の健全娯楽の提供、レクリエーションの場の提供等につき考慮を、改善を加えながら、いましばらく推移を見たい。少なくとも均てん化の一方法としてこの法案を提案しよう、というふうな考え方でございまして。

○市川房枝君 大臣にはいろいろ伺いたいことはありますけれども、時間がありませんので、また別の機会に譲ります。

ねるわけですが、一応伺つておきます。あつた。○山本伊三郎君 二日間わたる法律の改正案の趣旨、その他政府の考え方は十分、賛成はしませんが、わかりました。

そこで最後に、ほんの簡単に二、三政府に聞いておきたい。これは自治省並びに農林省、運輸省、それから通産省ですか、たまたま出席されておりますのでお答え願ひたいと思ひます。

ギャンブル事業の根本的な考え方ということ、ギャンブル事業としては競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法、これらを総称しておるようでありまして、ギャンブルというものは、大体投機的な相場というふうなことを意味しておるようでありまして、俗にギャンブル事業といつておられますが、このギャンブル、競馬とか自転車競走とか、こうしたもの自体、本質的に必要なものであつてこの法律をつくつておるのか、それとも、これによつて地方財政に寄与さうということでこの法律をまず議論しておるのか。まず聞きたいのは、いろいろギャンブル問題、弊害のあることはもう御存じのとおりであります。また、競馬にいたしましては、馬質の改良等と長い歴史の中で運営されてきたことはよく知つています。まあ自転車の振興とか、あらゆる名前をつけておられますけれども、これは私考えると、やっぱり賭博行為であらうと思つておるわけですが、したがつて、これが国民に与える単に実態的な弊害もありましたらうけれども、そういう実態的な弊害もありませんけれども、いわゆる教育的と申しますか、思想的と申しますか、こういうものも大きく国民に影響しておると私は思ふのです。したがつて、本質的にこういうギャンブル事業というものは存続すべきかやめべきか。答申も読んでおります。答申もわかつておりますが、政府としては必要のないものである、しかし必要でないけれども、地方財政に対して寄与するということではやはり存続してくれというのか、この問題についてひとつ自治省からお答

え願って、各省ごとにそれぞれお答えを願いたい
と思います。

○国務大臣(秋田大助君) 公営競技につきましても、もちろん奨励すべきものでもなければ、これ以上ふやしていくという考え方もございませんが、ある程度やはり健全な娯楽としての面を持つておる。また、これを現段階におきまして公営競技としてのこの種の競技を全部この段階におきまして禁止することは、賭博行為が非公開の場所においてむしろ行なわれる弊害も考慮しなければならぬという点を考え合わせて、これが地方公共団体における行財政の遂行上のいろいろなプラス面も考慮をいたしまして、健全化の方向をいろいろ具体的に講ずることによりまして、しばらくこれが地方財政に対する私たちのプラス面とも考慮して、その推移を見てみたい。当分はこの問題を存続をせしめたい、健全なものとして存続せしめたい、このように考えております。

○政府委員(太田康二君) 競馬につきましても、御承知のとおり、先進各国におきましても、わが国におきましても、戦前から法律によつてその施行を認められておつたものでございまして、現在競馬につきまして、私たちは、先ほど先生がおっしゃいましたような馬の改良、増殖、その他畜産の振興に寄与するというような目的、それから、ただいま自治大臣がおっしゃいました大衆に対する健全な娯楽の提供、それから第三番目に、これはいろいろ議論のあるところでございますが、財政への寄与というよりな形で、こういう目的をもつて運営されておるというふうに理解をいたしております。もちろんギャンブルの一種でございますから、これまた先ほど自治大臣がおっしゃいましたように、やはり健全な大衆娯楽の提供というよりな面に入らざるを得ない、そういう方向に持っていく必要はあらうと、これらの内容につきましては、けさはいろいろ申し上げたわけでございますが、さらにこの点につきましても、われわれは関係団体を十分指導してまいりたい、か

ように考えておる次第でございます。

○政府委員(佐藤美津雄君) 船舶局におきましても、この競艇はまさにスポーツの一種でありまして、これがギャンブルとして弊害があるという御指摘に對しましては、これを極力除去するように今後努力をしていきたいと思つております。なお、現在健全な娯楽としての地位をだんだんと固めつつございまして、したがって、この法律の目的に沿うように十分に指導、監督いたしまして、当分統

○説明員(福田敏南君) 私どものほうにおきましても、この公営競技の実施につきましては、いま農林、運輸から申されましたほとんど同じ考えでございますが、こういうギャンプリングに對します規制というものは、ほとんどの国が昔から抑制政策というものをとつてきたわけでございますが、そういう抑制政策が、戦後、特に世界大戦以後、そういう単に抑制という形ではなくて、みずからの責任のもとに射幸性娯楽を楽しむことを是非かというよりなことを、特にイギリス、スウェーデンというよりなところで、国会もしくは王室委員会というよりな公の場で議論されてきております。したがって、そういう結果として、

は、そういう射幸性娯楽を一概に禁止するということとはかえつて弊害がある。これはむしろしかるべき規制のもとに、射幸性娯楽として規制を加えて実施すべきであるというよりな答申がいろいろ出されております。で、たびたび問題になります昭和三十六年の公営競技に關する答申におきましても、こういう公営競技をこのまま実施をさせるというよりは、社会的に好ましくない影響は確かにある。しかしながら、その反面、産業の助成とか、あるいは地方団体の財政維持、あるいは大衆娯楽という面から見て無視できない面があるので、しかも、こういう公営という公開の場で行なわれるというよりは、弊害を防止する上において確かに効果があるというよりな答申が出ております。したがって、私どもとしては、そういう答申の線に沿つて実施していくのが至当であると

いうふうに考えて実施しております。

○山本伊三郎君 警察庁お見えになつておりますか—各省から自治大臣はじめのおののギャンブルに對する考え方の意見を聞いたわけでありまして、もちろん競馬、自転車、小型自動車、モーターボート、おのおのやはりできた趣旨なり、あるいはまた原因と申しますか、そういうものが若干干渉すると思つて。ただ同じことは、おのおの金をかけておるということが、これが同一なんです。ね。いま最後に言われました、射幸心と申しますか、射幸本能と申しますか、これは人間の性質としてぬぐいがたい本能としてあるものだという考え方がある学者は述べておる人がありますけれども、私はこの競馬も自転車競技も、あるいは小型自動車の競走も、それ自体はある意味において私には意味があると思ふ。スポーツもありまして、またモーターボート操縦が一つの技能をみがくということもある。競馬といたしましては、ただ馬質の改良だけでなく、馬をならすということの、いわゆる人間の技術と申しますか、技能と申しますか、あるのですが、ただ問題は、金をかけるといふ賭博行為ですか、金をかけるといふことと、一つ大きい問題があるというふうに、私はそういう考え方をしておる。それがなければ私は大いに奨励したいと思ふ。これはもうスポーツでもオリンピックをやつて、競争ということが人間の本能だと思ふ。しかし、それにギャンブルという名称がありまして、何かのものをかけてやらなければ人間おさまらないものかどうかという、この探求をもう少し私は真剣にやつてもらいたいと思ふ。これは避けがたいものである。射幸心というものは避けがたいものであるから、何かのかけごとをやらなければ、公営でやらなければ私営で隠れてやる。そこに犯罪が起こつてくる。これを防止するために公営論が出てきていると思ふのです。一つの公営論はそうだと思う。それも一つの理屈だと思ふ。避けがたい、これは人間としては射幸心はどうしても取れない。こういうこととあれば、ある程度何か、何といひますか、制

御するといひますか、ある程度皆さんのことばでいへば、健全な娯楽として、育成といひないけれども、残そうという考え方。しかし、皆さんつとに答へられたけれども、何とかこれを抑制しよう、奨励はしませんが、抑制しようという気持ちにはみんなあるんですね。それは弊害があるということをお認められておると思ふのです。この点を私はギャンブル事業について、われわれ、単に政府だけでなく、国民として考えなければ、非常に私は大きい問題が出てくると思ふ。

私は基本的にはそういう射幸心というものは、われわれの社会的訓練によつて—私は社会的訓練といふことはを使うのですが、なくせると、ただし、競争というものは人間としてなくすことはできない。私はそういう一つの大きい信念を持っている。この点はそう考へる。私はなぜそう言ふかといひますと、皆さん方のことばでいへば、健全なものにしてもらいたいと思ふ。先ほどから各委員が言われたのも意思は通じておると思ふ。しかし、いまの段階でこれを取るよりなことは、おそらくできないような事態でしょう、長い間ならされてきたのですから。したがって、その点は十分考慮してもらいたいと思ふ。

それは私説教になるかもしれないけれども、皆さん方も考えた末で出されたと思ひますが、ただ心配なのは、最近プロ野球に對しても非常にスポーツ精神を侵害するような事件が起こつていまして、これは陰に暴力団が牽引している、こゝろなつてくると、単なるギャンブルとしてわれわれが見のがすことのできない社会的悪といふものが出てきておる。スポーツの中にも、プロ野球はスポーツかどうか知りませんが、われわれはスポーツだと思つて稱賛しておるわけですが、こゝろのものが出てきた場合に、一方はギャンブルとして公営として認めておる。野球ですか、プロ野球ですか、その他競艇でもあつたやうであります。そういうところに入百長競技といふのが織り込んでくると、私は非常に大きな社会的な問題が起こつてくると思ふ。したがって、この問題につ

いては、これは自治大臣よりも警察当局に、いまの起こつておる八百長競技による暴力団の背景で、一体どうなつておるのか。新聞にも報じられておりますけれども、われわれ自体十分わからないので、どういふ経緯であらうか、純真なスポーツマンを毒するやうなことが起こつてくるのか、この経緯をひとつわかる程度で知らしていただきたい。

○政府委員(高松敏治君) ギャンブル、あるいは最近うわさされておりますプロ野球の八百長についての暴力団との関係、こゝういふ御質問かと思ひますが、いわゆる公営競技について暴力団がどれくらい犯罪を犯しているかという数字は、実は持ちあわせておりません。ただ、公営競技に関するのみ行為あるいは八百長というものについては、暴力団関係者の行なつておるものが多いといふことは事実でございます。それによる収益といふものもかなりの額にのぼるやうなふうに見られております。

それから、最近問題になつておりますプロ野球の八百長問題につきましては、これは御承知の通りに、公営競技とプロ野球とは異なつておりました。プロ野球のほうには八百長自身を処罰する規定がございせん。それでその限りにおいては犯罪ではないわけでございますけれども、ただ、さういふふうには八百長が行なわれる裏には野球賭博が行なわれておるのではないかと、それにあるいは暴力団の関係者がやつておるのではないかと、こゝういふ推測が非常に行なわれておるわけでありまして、そこで暴力団——まあ一般に野球賭博で事件を檢舉した事例も、これはかなりございまして、その中で暴力団がやつておる野球賭博というものが大半であることは事実でございます。しかし、八百長と結びついて暴力団がやつておるという確証を握つたものは、実はいまだほとんどないわけでありまして、甚だうわさされておりますことが事実かどうか、これからいろいろまだ明らかになつてくることが多いと思ひますけれども、一般的に申しまして、大体さういふ状況でございます。

○山本伊三郎君 ほくもその法律関係は十分調べなかつたんですが、さうすると、ギャンブル事業、公営企業における八百長は、一つはこれは違反として摘発できる。プロ野球の場合は、八百長自体はスポーツマン自体の良心的な問題、しかしその裏には賭博行為があるから八百長といふものが出てくる。その場合、暴力団があとから糸を引いておるという——これは新聞記事で、私自身知らないんですが、その場合、かりに暴力団がある選手と結託をして、これはわれわれわかりませんけれども、勝つところを負けてくれ、こゝういふことになると思ひます。私よく野球知らぬけれども、さういふ密約の場合に、協議をした場合には、これは犯罪行為にはならぬですか。

○政府委員(高松敏治君) 何と申しますか、いわゆる八百長と一緒に賭博をやると、賭博に勝つために八百長を仕組む、その間に八百長を頼まれた者も、さういふ事情をよく知りながら八百長をやつたといふことになれば、それは詐欺、賭博の共犯だ、こゝういふ形になります。たださういふふうな賭博があるかどうかはわかりませんが、ただ八百長を頼まれてやつたといふことではさういふ犯罪にはならない、こゝういふことになります。

○山本伊三郎君 これは取り締まり関係のほうに事情を聞いただけでどういふことかといふことは無理だと思ひますが、そこで、自治大臣はじめギャンブル事業の関係の方々に最後に質問したいんですが、ギャンブル事業における八百長は犯罪行為だといふことは明らかだと思ひます。競馬でも競輪でも八百長といふことは非常に問題起こします。私白状しますと、小さい孫ですが、小学校に行つておるのがあるんですが、非常に教育上問題を起こすんですね。なぜあんなことをやるんですかといふことを言われたら、親は困ると思ひます。

それから、私はギャンブル事業に対して先ほど基本的に尋ねましたけれども、何とかならぬかと思ひます。ああいう八百長を起すことか何とかによつて、大きく世間に出てくると、非常に社会

問題として、教育問題もありましようが、私は問題あると思ひますが、先ほどからいろいろ質問されましたが、これは自治大臣に聞きますが、いまのような状態で、健全娯楽として政府は依然として続けていくという考え方のなか。こゝういふ八百長の問題もあり、プロ野球まで影響してきておるという事実について、政府はまだあのかの答申をたてに続けていくという考えがあるのかどうか。それとも、地方財政がまだまだ十分でない、地方財政に若干寄与するといふことにおいて、いましばらく続けていかなければならぬといふことかどうか。それから最後にもう一点お願いしておきますが、先ほど各省から言われましたが、本質的にこれはある程度射幸心の健全化といふことではないか、さういふことで、概念づけられるといひますか、もう考え方をほつきりさすことになるのかどうか。この三つだけを端的にお答えを願ひまして、非常に気に入らぬことがあれば、私もう一ぺん言ひますが、大体それを聞いて終わります。

○国務大臣(秋田大助君) これはまあ健全娯楽としてのメリットを認めて、人間性からいつてある程度やむを得ないから、これを積極的に認めていけと、その上でいろいろ弊害を除去しながら続けていけと、こゝういふ考えに立つてはおりません。しかし、そこいらの点は、人間性を十分踏まえて、これは考える人の受け取り方によつて多少違つてまいと思ひます。しかしそれについていろいろ意見がございまして、しかし、自治省といつたしましては、とにかくこれが弊害を除去しながら、健全娯楽の方向を求めつつ、それには選手等の人格の陶冶を求め、これが施行の方法等につきましても、できるだけ弊害除去の對抗策をとりつつ、しばらく地方財政上の需要も認め、かたわら、これが関連産業の振興に資するメリットも考慮しながら、将来の善処を考慮しつつ当分の間これが施行を認めていく、そこに均てん化の措置をとつていく、大体こゝういふ考え方に立つております。

○山本伊三郎君 自治大臣としてはそれぐらいの答弁が精一ぱいだと私は思ひます。私もこの問題につきましましては、今後わが党はこれは反対という態度を堅持一貫持つておるわけなんですが、やはり反対だといつても、現実といふものは無視できないといふことをわれわれよく知つておるわけなんです。ただこれをどう社会的影響を食ひとめていくか、これは手段の問題もあると思ひます。したがつて私は、今後この法律案は、きょう、内容は私の言つたやうなものでなくて、一応ギャンブルから上る一部のものを納付金として、各関係ない市町村にも均てんさせようといふ、さういふことですが、これを認めると、ギャンブル事業そのものを前提として認めることであるといひます。私は反対をいたします。しかし、趣旨はよくわかるわけですが、やつておるものを、一市町村だけこれはべらぼうにやつていくことについては、これは問題があるといふことで、それは私も考えることがあります。

ただ私は、これはお願いしておきたいのですが、先ほどの財政局長の話では、この金で学校の校舍をたくさん建てておるんですね。で、私は、市長の名前を言ひませんけれども、埼玉の市長に会つたときに、山本さん、実はこれを廃止されると、私どもの学校の児童の教育ができませんよと、こゝういふことを言われました。ばくちの金で校舍を建てる、非常に情けないと思つたけれども、地方財政の実情はさうでありますので、願わくはこゝういふ金で学校を建てないやうな方法で財政を運用してもらいたいといふことを、最後に私の希望を申しまして質問を終わります。

○委員(山内一郎君) 他に御発言なければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないやうでございます。

すが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 挙手多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○熊谷太三郎君 私は、ただいま可決されました法律案に対し附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に際し、次の諸点の実現に努めるべきである。

一、公営企業金融公庫に対する政府出資金を大幅に増額すること。

二、公営企業金融公庫の貸付けする水道事業、下水道事業等に関連する政府の補助金を増額し、その貸付利率の引下げについて配慮すること。

三、公営企業金融公庫の発行する政府保証債の発行枠を拡大すること。

四、公営企業金融公庫の貸付対象団体並びに事業量を拡大するとともに、利率の引下げ、償還期限の延長等、貸付条件を改善すること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(山内一郎君) 熊谷君提出の附帯決議案について採決をいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一郎君) 挙手多数と認めます。

よって、本附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) 地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、慎重御審議をなすられ、かつ、すみやかな御可決を賜りましたことをまことにありがたく御礼申し上げます。

なお、本法の実施に際しましては、ただいま御決議賜りました附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、今後善処をいたしてまいりたいと存じます。

○委員長(山内一郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山内一郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山内一郎君) 次に、昭和四十五年度地方財政計画に関する件及び地方交付税法の一部を改正する法律案を、一括して議題といたします。

まず、昭和四十五年度地方財政計画に関する件について説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) このたび、昭和四十五年度の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十五年度におきましては、最近の経済情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、節度ある行政運営を行なう必要がありま

す。地方財政については、かねてからの健全化と行政水準の向上をはかるため、各般の措置を講じてきたのでありますが、昭和四十五年度におきましては、以上のような基本的な考え方のもとに、

地方財源の確保に配慮しつつ住民負担の軽減合理化を推進するとともに、財源の重点的な配分を通じて地方の行政水準の一層の向上をはかり、あわせて地方公営企業の健全化をさらに促進するため、所要の措置を講ずることとしたのであります。

次に、昭和四十五年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、事業税等について、その軽減合理化をはかることであり、減税の総額は七百三十八億円となっております。

第二は、行政の広域化への要請にこたえて、広域市町村圏の振興のための体制を整備することであり、そのため、地方交付税、地方債等を通じて所要の措置を講ずることとしたのであります。

第三は、都市化の著しい進展に対応し、都市財源を強化して都市行政の充実をはかることであり、そのため、

(一) 法人課税の増徴に伴う法人税割りの増収を全額市町村の税源として付与するとともに、

(二) 人口急増地域における各種の施設整備を前年度に引き続いて推進し、

(三) 公共用地の先行取得を円滑化するための措置を強化するほか、

(四) 都市交通対策に資するため地下鉄の建設及び経営に対する助成措置を拡充することとし、また、

(五) 都市圏補正の合理化等により地方交付税の配分を充実することとしたのであります。

第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することであり、そして、その重点は、

(一) 地方道、下水道及び清掃施設など特にその実施が急務とされている施設を積極的に整備すること、

(二) 交通安全対策、公害対策など新規の財政需要に対処するための措置を講ずるとともに、防災・救急体制をさらに整備することなどに置いております。

第六は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることであり、

(一) 地方公営企業に対する貸し付け資金の増額をはかることと、公営競技収益金の一部の公営企業金融公庫への導入等により貸し付け条件を改善するほか、

(二) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を進めることとしたのであります。

第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することとあります。そのため、

(一) 地方交付税の総額について、法人課税の増徴に伴う増収を確保すること。また、市町村民税臨時減税補てん償及び特別事業債の償還に要する経費は地方交付税で措置することとする

こと、

(二) 昭和四十五年度の地方交付税の総額について、その増加状況等を勘案し、所要の特例措置を講ずること、

(三) 定員管理の合理化を推進し、既定経費を節減すること、

(四) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担及び住民の税外負担を解消するための措置を講ずることとしたのであります。

なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することとしたのであります。

以上の方針のもとに、昭和四十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七兆八千九百七十九億円となり、前年度に対する増加は一兆二千五百八十二億円、一・八・九％となるのであります。

以上が昭和四十五年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(山内一郎君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の要旨を御説明申し上げます。

昭和四十五年度の地方交付税については、地方団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用等を改めるとともに、昭和四十五年度分の地方交付税の総額について特例を設ける等の必要があるのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、地方交付税の算定については、市町村道その他各種公共施設の計画的な整備に要する経費その他給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定等を行なうとともに、最近における社会経済の進展に対処し、それぞれの地域の特性に即応した財源措置の強化をはかってまいりたい所存であります。

次に、昭和四十五年度分の地方交付税の総額については、三百億円の減額措置を講ずるとともに、昭和四十五年度までの繰り延べ額の総額九百十億円は、昭和四十六年度分から昭和四十八年度分までの地方交付税の総額に加算することとしたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

んことをお願い申し上げます。

○委員長(山内一郎君) 両案に対する質疑は後日行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

四月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月三日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

四月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法中事業税率の軽減に関する請願

(第一八五号)(第二〇四号)

一、行政書士法改正に関する請願(第一八七二号)(第二〇六一号)

一、道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願(第二〇〇三号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二〇〇六号)(第二〇〇七号)(第二〇〇八号)(第二〇〇九号)

第一八五号 昭和四十五年四月七日受理

地方税法中事業税率の軽減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四栃木県保健福祉会館内栃木県クリーニン事業環境衛生同業組合代表理事 石井嘉一

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第一三一七号と同じである。

第二〇四号 昭和四十五年四月九日受理

地方税法中事業税率の軽減に関する請願

請願者 秋田市千秋矢留町一ノ一九環境衛生同業組合代表理事 桑川久蔵

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一三一七号と同じである。

第一八七二号 昭和四十五年四月七日受理

行政書士法改正に関する請願

請願者 神戸市長田区水笠通二ノ五八種本次左外十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第二〇六一号 昭和四十五年四月九日受理

行政書士法改正に関する請願

請願者 石川県金沢市広坂一ノ六ノ一七白川吉広外四名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第二〇〇三号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 横浜市長見区下末吉町五七八植木茂外八百七十七名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇四号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願(二通)

請願者 大阪市浪速区大田町一ノ一六全合会内 山瀬一男外千五百六十九名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇五号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 東京都文京区春日一ノ三ノ三一佐藤紀男外七百八十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 神戸市須磨区外浜町三、三三四岩崎正幸外七百九十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 東京都田無市本町七ノ七ノ五小山次郎外八百名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 和歌山市中ノ島四八八 泉順一郎外八百名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

第二〇〇九号 昭和四十五年四月八日受理

道路交通法施行令(点数制)廃止に関する請願

請願者 広島市吉島西二丁目 山田明義外七百八十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七七号と同じである。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律

(機長の引き渡す者の受取り)

第一条 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約(以下「条約」という。)第十三条第一項の規定による機長の引き渡す者の受取りは、警察官又は入国警備官(次条において「警察官等」という。)が行なり。

2 入国警備官は、前項の者を受け取つたときは、これを警察官に引き渡すものとする。

(制止)

第二条 警察官等は、前条第一項の規定により受け取つた者(以下「重罪容疑者」という。)が当該航空機に再び乗り込むことを防止するため必要があると認められるときは、その行為を制止することができる。

(拘束)

第三条 警察官は、重罪容疑者について逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定による引渡しに係る犯罪に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを拘束することができる。

2 前項の規定による拘束は、これを開始した時から七十二時間をこえてすることができず、また、その期間内であつても、その拘束されている者につき逃亡犯罪人引渡法の規定に基づく犯罪人の引渡しの請求がされないことが明らかになつたときは、これを継続することができない。

(予備調査)

第四条 警察官は、条約第十三条第四項に規定する予備調査をするため、次に掲げる措置をとることができる。

一 重罪容疑者について、取調べを行ない、又は必要があると認めるときは、その所持する物の提出を求めること。

二 必要があると認めるときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の

所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めること。

2 警察官は、前項の権限を行使するにあつては、当該航空機による運送を不当に遅延させることがないようにならなければならない。

(拘束を終了する場合の措置)

第五条 警察官は、第三条第二項の規定により重罪容疑者の拘束を続けることができなくなるときは、これを入国警備官に引き渡すものとする。

附 則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第九号中正誤

改正

一 政府委員(角田 国務大臣(秋田 礼次郎君)

昭和四十五年五月十一日印刷

昭和四十五年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局